

平成30年度

各教科等の指導の重点

第2期 しまね教育ビジョン21

基本理念

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

島根の教育目標

向かっていく学力
夢や希望に向かって
主体的に学ぼうとする
人を育てます

広がっていく社会力
多様な人と積極的に関わり、
社会に役立とうとする
人を育てます

高まっていく人間力
自他を等しく大切にし、
共に生きようとする
人を育てます

島根県教育委員会

ま え が き

各学校においては、学習指導要領で求められる確かな学力（知）、豊かな心（徳）、健やかな体（体）を育むため、創意工夫を生かした教育活動に積極的に取り組んでいただいていることと思います。昨年度の全国学力・学習状況調査の結果等を見ると、現行学習指導要領において各教科等を貫く改善の視点として掲げられた「言語活動の充実」「見通し・振り返り学習の重視」などを意識した授業改善について、課題は依然あるものの着実に浸透してきていると感じます。

このような中、平成29年3月に小・中学校の新学習指導要領が公示されました。新学習指導要領では、これからの時代に求められる資質・能力を育成するためのキーワードとして、『社会に開かれた教育課程』の実現」「教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す『カリキュラム・マネジメント』の実現」「『主体的・対話的で深い学び』の視点での授業改善」などがあげられています。これまで取り組んできた「言語活動」「見通し・振り返り学習」などの質を高めていくとともに、教科を越えた視点と各教科のつながりを大切にした教育課程の編成・実施や、教育課程のPDCAサイクルの確立など、カリキュラム・マネジメントによる学校の教育力向上が今後一層大切になります。

島根県教育委員会では、平成29年3月に各学校に向けて「今、学校にご理解いただきたいこと」として、島根の子どもに身に付けさせたい力とは何かをお伝えしています。それは、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、すなわち「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答のない課題にも粘り強く向かっていく力」のことであると考えています。この「学力観」は新学習指導要領と同じ方向性を持つものです。

前述した「学力観」のもとで島根の子どもたちの力を育んでいくためには、「授業の質の向上」と「家庭学習の習慣」に重点を置いた取組を進めることが大切であると考えます。この取組を進める際には、教員一人一人の力量という個人の課題として位置付けるのではなく、学校全体の組織的な課題として位置付けたうえで、「チーム学校」として取り組んでいくことが大切であり、こうした認識を教職員全体で共有することが必要であると考えています。

児童生徒一人一人の課題をその背景も含めて的確に把握したうえで、本冊子を活用していただき、各学校が主体的かつ組織的に、教育課程の編成・実施、指導方法の一層の改善・充実に努められることを期待しています。

平成30年3月

島根県教育庁 教育指導課長 常 松 徹

目 次

島根県民の歌「薄紫の山脈」	1
教育課程実施上の重点事項	2～4
校内研修実施にあたって	5
教育課程編成にあたっての確認事項	6
＜平成29年度島根県学力調査結果～課題と今後の指導のポイント＞	7～16
＜各教科等の指導＞	
国語	18
社会	20
算数・数学	22
理科	24
生活	26
音楽	27
技術・家庭〔技術分野〕	28
家庭、技術・家庭〔家庭分野〕	29
図画工作・美術	30
体育・保健体育	31
外国語活動	32
外国語（英語）	33
道徳	34
総合的な学習の時間	36
特別活動	37
＜基盤となる指導＞	
特別支援教育	38
人権・同和教育	39
キャリア教育	40
＜島根の特色を生かした教育に関する指導＞	
へき地教育・複式教育	41
ふるさと教育	42
＜社会の変化に対応できる資質と能力の育成にかかわる指導＞	
福祉教育	43
国際理解教育	43
健康教育	44
環境教育	45
消費者教育	46
主権者教育	47
教育の情報化	48
学校図書館活用教育	49
持続可能な開発のための教育（E S D）	50
日本語指導が必要な児童生徒への教育	51
研修参考資料	52～55
平成30年度委託事業・研究指定校等一覧	56
平成30年度研究会等一覧	57

※掲載している講座等の日程及び詳細については、必ず教育センターの研修案内で
ご確認ください。

島根県民の歌

米山 治 作詞
古関裕而 作曲

一、薄紫の山脈は やまなみ はるか希望の 雲を呼び
磯風清き 六十里
みどりの海に 春たてば
おきの島山 夢のごと
あゝうるわしの わが島根

二、山に幸あり 山を踏め
海に幸あり 波に乗れ
玉なす汗を 陽にあびて
働くところ にっぽ 日本
行手かゞやく 光あり
あゝゆたかなる わが島根

三、香りゆかしき 伝説の
み国譲りの 往古より むかし
こゝろ一つに むつびあう
九十万の 県民の
平和の歌は 今ぞ湧く
あゝやすらげき わが島根

教育課程実施上の重点事項

重点１ 新学習指導要領全面実施に向けての移行措置内容を踏まえた教育活動を行う。

- 「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Ｑ＆Ａ－（移行措置編）（平成30年１月）」等により、移行措置の内容を確認している。
- 「総則」は平成30年度から全面実施であることを踏まえ、特に次の点に留意して教育課程を編成・実施している。
 - ・「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、各学校がその教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針を家庭や地域と共有する。
 - ・学校教育全体並びに各教科等の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実を図る。
 - ・すべての教職員が学校におけるカリキュラム・マネジメントを進め、相互に連携しながら教育活動の質的向上を図る。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進する。
 - ・学校段階間の接続を意識する。
 - ・学級経営，児童生徒理解，学習指導と関連付けた生徒指導，各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実や指導方法・指導体制の工夫改善等，児童生徒の発達を支える指導の充実を図る。
 - ・障がい，海外からの帰国，日本語の習得，不登校等，特別な配慮を必要とする児童生徒の指導の充実を図る。
 - ・「特別の教科 道徳（小学校）」，「道徳の時間（中学校）」を要とした，学校の教育活動全体を通じた道徳教育を着実に実施する。
- ※詳細は「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Ｑ＆Ａ－（平成30年３月）」を参照
- 「総合的な学習の時間」，「特別活動」については，平成30年度から全面実施であること，「特別の教科 道徳」については，小学校は平成30年度から，中学校は平成31年度から全面実施（平成30年度の先行実施可能）であることを踏まえた教育活動を行っている。

重点２ 学力調査等を活用して自校の課題を的確に把握し，その解決を図るため，適切な教育課程を編成・実施・評価し，発達の段階に応じて組織的に授業改善を行う。

- 全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。），島根県学力調査（以下「県調査」という。）を活用し，学校全体，各学年，各学級の実態や課題を把握し，指導の改善を組織的に行っている。
- 全国調査問題を自校採点したり，教職員が問題を解いたりすることを通して，今求められている力がどのようなものであるかを共有している。
- 児童生徒の昨年度までの学力や学習状況の課題を引き継ぎ，年度当初に，自校の児童生徒の学力や学習状況の課題について共有している。
- 自校の実態や課題を踏まえ，管理職のリーダーシップのもと，目指す児童生徒像を教職員が協働して設定し，共通理解している。
- 目指す児童生徒像を具現化するため，学校全体の重点的な取組を全教職員で共有し，学年，学級，各教科等において，具体的な方策を立てている。
- 「教育課程の編成（計画）」，「教師が何をどう教えたか（実施）」，「児童生徒が何を学んだか，何を身に付けたか（評価）」，「授業の改善（改善）」のPDCAサイクルを回しながら，学校全体で組織的に授業改善を行うための取組を行っている。
- 県調査結果を個別指導の充実に生かし，当該学年で求められている学力を児童生徒に身に付けて進級・進学させるという意識をもって，日々の授業改善に取り組んでいる。

重点３ 教育課程全体のなかで，総合的な学習の時間の位置付けを明確にし，探究的な学習になるよう工夫する。

- 総合的な学習の時間が教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸であるという認識のもと，「各学校が定める総合的な学習の時間の目標」を，「各学校における教育目標」を踏まえて設定している。

□総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ、表現に至る探究の過程を意識した指導を行っている。

※総合的な学習の時間が、特別活動（行事の準備・練習、生活目標への取組、集会活動）や外国語活動になっていたり、体験活動のみで終わったりしている実態があります。各学校においては、総合的な学習の時間が探究的な学習になるように指導をお願いします。

重点 4 各教科等のねらいを実現するため、児童生徒が見通しを立て、主体的に学習活動に取り組み、振り返るという学習過程において、言語活動を計画的に取り入れる。

□各教科等の授業・単元の目標やねらいを明確にし、導入場面において児童生徒が見通しをもつことができる学習活動を計画的に行っている。

□各教科等の授業や単元の最後に、児童生徒が学習した内容や自分の取組を振り返る活動を計画的に行い、振り返りの内容を評価しながら、学習意欲の向上や学習内容の定着につなげている。

□各教科等における思考力・判断力・表現力等の育成など、単元計画に言語活動を適切に位置付け、言語活動の充実を図っている。

□共通して指導すべき言語活動と、教科特有の言語活動を整理し、学校全体で共有しながら教科横断的に言語活動の充実を図っている。

※言語活動を行うことが目的化したり、ねらいがはっきりしないまま言語活動が行われるなどの課題が指摘されています。学習のねらいを達成するために、効果的な言語活動を行っていくことが大切です。

重点 5 学校図書館を活用して児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

□各教科等において図鑑・年鑑等図書資料の使い方や、要約の仕方、資料のまとめ方、プレゼンテーションの仕方といった情報活用スキルを活用する学習を実施している。

□各教科において調べたことをレポートや新聞にまとめたり、まとめたことをわかりやすく発表したりするといった言語活動に取り組んでいる。

※詳しくは49ページの「学校図書館活用教育」を参照してください。

重点 6 児童生徒の学習状況の評価を目標に準拠して適切に行い、指導と評価の一体化を図る。

□「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」などを活用し、単元（題材）ごとの観点別の評価規準や各授業における具体的な評価規準を作成し、指導と評価の計画を作成している。

□児童生徒の自己評価や相互評価、ポートフォリオ評価、パフォーマンス評価などを取り入れるなど評価方法を工夫し、児童生徒の学習状況を的確に把握している。

□児童生徒の個々の評価結果をもとに、努力を要する状況（C）と判断する児童生徒への具体的支援や十分満足できる状況（A）、概ね満足できる状況（B）の児童生徒がさらに力を伸ばすことができるよう、指導方法等の工夫改善をしている。

□単元や題材の内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かしている。

※評価規準とは、学習指導要領に示す目標の実現状況を判断するための拠り所であり、学習指導のねらいが児童生徒の学習状況として実現された姿として具体的に描くものです。児童生徒の状況から「ここまでできればよい」と評価規準を下げることは、目標を下げることであり、決してあってはならないことです。適切な評価規準に基づいた指導と評価を着実にやっていきましょう。

重点 7 自主的・計画的に家庭学習を進めることができるように、児童生徒や保護者への働きかけを行う。

□児童生徒の家庭学習が充実するよう、「授業がよくわかった」「学んだことがより理解できた」と実感できる宿題を出したり、保護者への働きかけを行ったりしている。

□ドリル学習だけでなく、調べてまとめた内容を授業で活用する、授業で学習した内容をもとに家庭でレポートや感想をまとめるなど、授業と家庭学習が結びつく宿題を設定している。

- 児童生徒が提出した宿題を、きちんとチェックして評価をし、個々への指導に生かすよう、学校全体で取り組んでいる。
- 宿題の量や質について、学校全体で共通理解し、学年間、学級間、教科間で組織的かつ計画的に取り組んでいる。

重点 8 学級集団状況調査等を活用し、お互いに支え合い高め合える学級集団づくりを進める。

- 学級集団状況調査等を活用し、学級集団の特徴や集団の中での児童生徒の個々の実態を的確に把握して、よりよい学級集団づくりを進めるために、集団や個に応じた働きかけを適切に行っている。
- 学級の課題を学校や学年全体で共有し、学級相互の連携を大切にした学年経営や、学年相互の連携を大切にした学校経営を行っている。

重点 9 幼・保・小・中が連携しながら、特別な支援の必要な児童生徒の実態を把握し、校内支援体制を整備し、教育内容等の明確化を図る。

- 障がいのある児童生徒の指導や、特別支援学級及び通級指導教室による指導について、特別支援教育コーディネーターを中心に、全教職員の共通理解のもと、実態に応じた効果的な指導が行える体制づくりができています。
- 障がいのある児童生徒の指導について、個々の児童生徒の障がいの実態に応じた指導内容や指導方法を計画的、組織的に工夫している。
- 特別な支援が必要な児童生徒に対して、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、活用している。
- ※「個別の教育支援計画」を作成し、校種を越えて支援をつないでいくことが大切です。特別支援教育課が作成した「特別支援教育ハンドブック」（平成23年3月発行）や、特別支援教育課のWebサイトに掲載されている「島根県版参考様式」を活用し、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制づくりを進めていきましょう。

重点10 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携を図り、教育課程のつながりを踏まえた一貫性のある指導を行う。

- 隣接する各校種間で、互いの指導内容や児童生徒の状況について情報交換を行い、育てたい資質・能力の共通理解を図っている。
- 隣接する各校種間で、育てたい児童生徒像を共有し、相互に授業を参観したり、合同で授業研究会を行ったりしながら研修を深めている。

重点11 学校教育目標や年度目標、年間の行事計画や具体的取組の重点について、保護者や地域住民等に対して積極的に情報提供し、保護者や地域住民等との連携を図り、信頼される学校づくりに努める。

- 保護者や地域住民等に対して、年間を通して、児童生徒の学校生活や学習状況等について計画的・組織的に情報提供を行っている。
- 学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーションツールとして学校関係者評価を活用し、学校関係者評価委員と連携しながら、学校運営の改善を行っている。

重点12 豊かな心（感性・情緒）を育むための読書活動を推進する。

- 学校図書館や公共図書館を計画的に活用し、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図っている。
- 児童生徒が自ら進んで読書がしたくなるよう、児童生徒の読書生活を豊かにするための取組を具体的にしている。

校内研修実施にあたって

- 年度当初の校内研修において、自校の研究主題に基づく各教科の指導計画や評価計画の見直し、校内研修の年間計画についての共通理解を図り、計画的に研修を進めている。
- 各教員が積極的に授業を公開し、授業を通した校内研修やグループによる研究協議等を計画的に実施し、学校全体で組織的に授業改善を図っている。
- ワークショップ型の校内研修を取り入れるなど、全員参加型の校内研修を実施し、教員の指導力の向上を図っている。
- 初任者研修、フォローアップ研修、経験者研修を教職員の全体研修の場として活用している。
- 近隣の学校に研修への参加を呼びかけるなど、公開型の授業研究や研修を計画的に実施し、自校をふくめた地域での教員の指導力向上を図っている。
- 教育センターで行われる研修や他校の研究発表協議会等で学んだことを、自校の取組に生かす視点から必ず復命し、全教職員で共有している。

【主体的・効果的な授業改善に向けた自己省察・共同省察を】

島根県教育センター企画・研修スタッフによる共同研究「授業改善に向けた教育センターの支援の在り方」(H24～26)では、授業実践における省察を「授業実践の変化を起こすことを意識した振り返り」と定義し、授業改善につなげるための方策について提案しています。(詳細は島根県教育センターWebサイトに掲載)。

校内研修や授業後に実施される研究協議は、主体的・効果的な授業改善を進めていくための自己省察・共同省察の場として、次の点を意識していくことが大切です。

【授業改善につながる共同省察の7つの要素】

- ① 協議のねらいが明確である。
- ② 授業のねらいと手立てについての話し合いである。
- ③ 児童生徒の姿や反応を基にした話し合いである。
- ④ 児童生徒の姿や反応の背景、変容のきっかけを分析する話し合いである。
- ⑤ 「自分が授業者だったらこうする。」という代案が示される。
- ⑥ 次回や他の授業でこうしようというまとめ(方向性)が共有される。
- ⑦ 全員に話す機会がある。

【授業改善につなげる研究協議のポイント】

- ① 事前に協議のねらいを確認する。
- ② 抽出児を設定する等、児童生徒の姿を共有する場を設ける。
- ③ 小グループによるKJ法を用いる。
- ④ 拡大指導案等を用いて、児童生徒の姿から手立てを検討する。
- ⑤ 代案や方向性を考えるための時間を設定する。
- ⑥ 自己省察の場として、個人の振り返りを書く時間を持つ。

授業者だけでなく、参観者を含めた全員で、「明日からの自分の授業をどう変えるのか」「みんなの授業をどう変えていけば自分たちの学校の子供たちが育つか」という視点で授業を参観し、協議会を行うことが大切です。「担当教科が異なるから」とか、「担当学年が違うから」ということで、一緒に協議することができないということは決してありません。教科や学年・学級の壁を越えて、授業を通した協議を充実させていくことが、学校全体の組織的な授業改善につながっていきます。

教育課程編成にあたっての確認事項

- 「第2期しまね教育ビジョン21」,「島根の学力育成推進プラン」,「今、学校にご理解いただきたいこと」の内容を全教職員で確認し、島根県が目指す教育について理解している。
- 教育課程全体で、児童生徒にどのような資質・能力を育成していくかが明確になっている。
- 学校で育成したい資質・能力に向け、必要な教育の内容を効果的に配列している。
- 教育課程の評価について、時数が確保されているかだけの評価ではなく、客観的なデータ等に基づき、「教育課程の編成（計画）」,「教師が何をどう教えたか（実施）」,「児童生徒が何を学んだか、何を身に付けたか（評価）」,「授業の改善（改善）」のPDCAサイクルにより改善を図っている。
- 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせている。
- 自然災害、集団かぜ等による欠時数の見込みも踏まえて、年間総予定授業時数、各教科等の予定授業時数の計画を立てている。

※今年度の授業日数の例

1学期 70日（始業式4月9日、終業式7月20日）

4月（15日）、5月（20日）、6月（21日）、7月（14日）

2学期 76日（始業式9月3日、終業式12月25日）

9月（18日）、10月（22日）、11月（20日）、12月（16日）

3学期 50日（始業式1月8日、修了式3月22日）

1月（16日）、2月（19日）、3月（15日）

合 計 196日（毎日6時間授業を実施した場合、総授業時数は1,176時間となる。）

- 指導内容の確実な定着を図るため、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、各教科等の年間の標準時数を確保している。
 - 各学年において、学期、月ごと等に授業時数の実績や学習の状況等を点検・評価する体制が整っている。
 - 学校経営概要に示された全体計画及び情報モラルの指導ガイドラインを作成している。
 - 各教科等の年間指導計画はもとより、観点別学習状況の評価が効果的に行われるよう、評価規準を設定している。
- ※教育課程の編成にあたっては、「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Q&A－（平成30年3月）」及び「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Q&A－（移行措置編）（平成30年1月）」（いずれも島根県教育委員会）を参考にすること。

【カリキュラム・マネジメントの3つの側面】

各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められています。カリキュラム・マネジメントには次の3つの側面があります。

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

平成 29 年度

島根県学力調査結果

～課題と今後の指導のポイント～

- 平成 29 年 12 月に実施した県調査結果からみられる課題と今後の指導のポイントについて、各教科・校種ごとにまとめています。課題に対して指導する際に参考にしてください（8 ページから 16 ページまで）。
- 県調査の結果については、島根県教育庁教育指導課の Web サイトに以下の資料を掲載していますので参考にしてください。
- ・島根県学力調査結果概要
全国調査でみられた主な課題の改善状況や、教科に関する調査と生活・学習に関する意識調査のクロス分析結果等についてまとめています。
 - ・教科に関する調査結果概要（資料 1）
各教科の成果と課題について、問題例を示しながらまとめています。
 - ・生活・学習に関する意識調査結果概要（資料 2）
生活・学習に関する意識調査の結果からみえる児童生徒の状況についてまとめています。
 - ・教科に関する調査設問別調査結果状況一覧（資料 3）
各学年、各教科の設問ごとの解答状況についてまとめています。
 - ・生活・学習に関する意識調査結果一覧（資料 4）
生活・学習に関する意識調査の回答状況を、質問ごとに小学校第 3 学年から中学校第 2 学年まで順にグラフ化しています。
- 島根県教育用ポータルサイトには、平成 29 年度の県調査問題と正答例を掲載しています（平成 30 年 12 月 28 日まで）。授業で使う範囲においては、プリントアウトをして使用することができますので、活用してください。

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆「書くこと」の問題の正答率が他領域に比べて低い。「書こうとすることの中心を明確にして書く」や「引用したり、図表やグラフなどを用いたりして自分の考えが伝わるように書くこと」に係って引き続き課題がある。
- ◆「読むこと」の選択式問題と記述式問題とを比較すると、記述式問題の正答率が低い。読みとったことをもとに考えたり、まとめたり、表現したりする力に引き続き課題がある。

【観点別の状況】

(1) 話す聞く能力

- ◆「聞くこと」において、話し手の質問の意図をとらえ、自分の意見と比べながら自分の考えをまとめることに課題がみられる。

(2) 書く能力

- ◆書こうとすることの中心を明確にして、目的や必要に応じて、理由や事例を挙げて書くことに引き続き課題がみられる。

(3) 読む能力

- ◆目的や必要に応じて文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり、要約したりして自分の考えをまとめることに引き続き課題がみられる。

(4) 言語に関する知識・理解・技能

- ◆修飾語と被修飾語との関係など、文の構成について理解することに引き続き課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 「書くこと」において学校図書館活用教育を単元の中に位置づけ、文章構成の工夫や資料の活用などをして指導の充実を図る。

- ・児童に伝えたいことを自覚させ、書く目的や意図に応じて、学年段階にふさわしい形式（活動報告文、調査活動文、新聞、リーフレット等）を選定し、その特徴を生かした言語活動を設定する。
- ・目的や意図に応じて資料を読み、情報を整理して、伝えたいことに必要な資料（図表・アンケート・グラフなど）を的確に引用したり要約したりするなどの書く活動を設定する。
- ・課題設定や取材、記述などそれぞれの学習過程において、学習計画や、理由や事例の取り上げ方などを検討するために交流をさせたり、推敲の時間を設定したりする。
- ・情報を正しく読み、適切な言葉を用いて記述する力を伸ばすために算数科や社会科などで学習した図表やグラフの読み方を生かし、的確に表現できるよう指導していく。他教科でも、「書く」活動を充実させる。

(2) 「読むこと」において付けたい力を明確にし課題解決的な言語活動を位置づけた単元構成をする。

- ・指導事項に適した言語活動を設定し、表現（話す・書く）する場面において、指導と評価を一体化させる。
- ・魅力的な課題を提示し、児童に課題意識をもたせ、児童と共に学習計画や見通しを立てる。
- ・何が書かれているかだけでなく、どのように表現されているかを読む指導をする（例：事実が中心か、意見が中心か 資料や図表の効果 情景描写や行動描写と心情の関連 表現技法とその効果）
- ・目的や意図に応じて、考えの理由や根拠となっている文章や、あるいは、構成の仕方や巧みな叙述などにも触れながら、記述の条件（分量や表現の仕方など）を与えて、考えをまとめる学習を行う。
- ・単元が習得・活用・探究の学習過程になるよう学年相応の多様な文章を読むことを位置づける。その際に、司書教諭や学校司書と連携し「自ら本に手を伸ばす子」を育てるよう、読書指導を充実させる。
- ・単元全体を通して語彙指導を意識し、一人一人が考えを交流できるよう感想語彙や評価語彙を広げる手立てを行う。

(3) 言葉の特徴や決まりに関する事項、ローマ字などを確実に身につけさせる。

- ・主語、修飾、被修飾など言葉の特徴やきまりに関する事項を身につけさせる。児童が指導事項にかかわる学習用語を授業で使えるようにし、その理解ができるように指導する。
- ・ローマ字を書く指導の際に、特に促音については生活の中で使えるようキーボード入力のお機会をつくるなどする。

中学校 国語科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果からみられた課題

【全体的な状況】

- ◆いずれの学年においても「書くこと」[中1 正答率 51.5%, 中2 正答率 31.8%], 「読むこと」[中1 正答率 57.4%, 中2 正答率 50.2%]について, 課題がみられる。
- ◆解答形式別にみると, いずれの学年においても選択式, 短答式の正答率は65%以上であるが, 記述式については第1 学年が 26.7%, 第2 学年が 20.8%と, 依然として課題がみられる。

【観点別の状況】

(1) 話す・聞く能力

- ◆異なる立場の意見を踏まえて自分の考えをまとめて話す力については, やや課題がみられる。

(2) 書く能力

- ◆集めた材料を分類・整理し, 文章を構成する力, 伝えたいことを明らかにして書く力, 事柄や意見が効果的に伝わるように, 説明や具体例を加えて書く力に課題がみられる。

(3) 読む能力

- ◆文章の構成や展開, 表現の仕方について根拠を明確にして自分の考えをまとめる力については, 全国調査と同様, 依然として課題がみられる。

(4) 言語についての知識・理解

- ◆「言葉のきまりに関する事項」(単語や品詞についての理解)については, 全国調査と同様, 依然として課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 相手や場を意識して話す学習の充実を図る。

- ・「話すこと」については, 相手や目的, 状況に応じてわかりやすく話すことが求められる。第1 学年では相手の反応を踏まえながら話すこと, 第2 学年では異なる立場や考えを想定して話すこと, 第3 学年では場の状況や相手の様子に応じて話すことを重点とし, 系統的・段階的に指導することが大切である。

(2) 材料を集めながら自分の考えを形成する学習の充実を図る。

- ・「書くこと」については, 「課題設定や取材→構成→記述→推敲→交流」の学習過程を通して指導する。特に, 課題設定や取材の段階で自分の考えをまとめたり深めたりすることが大切である。材料を集める際には, 単に材料を集めることにとどまらず, 材料を集めながら自分の考えをまとめるように指導する。そのことが, その後の構成や記述の学習を円滑に, かつ効果的に行うことにつながる。

(3) 文章の構成や展開, 表現の仕方について根拠を明確にして自分の考えをまとめる学習の充実を図る。

- ・「読むこと」については, 引き続き「自分の考えの形成に関する指導事項(第1 学年エ・オ, 第2 学年ウ・エ, 第3 学年ウ・エ)」の指導を充実することが求められる。文章を正確に解釈することにとどまらず, 文章の構成や展開, 表現の仕方について, 自分の考えをまとめる学習活動を設定することが大切である。例えば, 単に文章を読んだ感想を発表し合うだけではなく, なぜそのような感想をもったのか, 文章中の表現を示しながら根拠を明確にして説明し合う学習活動が考えられる。

(4) 「言葉のきまりに関する事項」について反復的・継続的に指導する。

- ・文法を扱う単位だけでなく, 「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の指導においても, 引き続き必要に応じて取り上げ, 反復的・継続的に指導していくことが大切である。その際, 仕組みや用語の理解の指導にとどまらず, 実際の話や文章の中での働きや意味をとらえさせるように工夫する。

小学校 社会科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆社会的事象を多面的・多角的に思考・判断して獲得される「概念的な知識」の定着に課題がみられる。
- ◆複数の資料から必要な情報を読み取ることや情報を相互に関連付けて考察すること、それらを適切な用語を使って表現することに課題がみられる。

【観点別の状況】

(1) 社会的な思考・判断・表現

- ◆小5「日本の食料生産」小6「日本の歴史」で、情報を相互に関連づけて考え、事象の意味や関係性を、適切な用語を使って説明することに課題がみられる。

(2) 観察・資料活用 of 技能

- ◆小5「日本の国土や自然」で、資料から複数の情報を関連づけて読み取ることにより課題がみられる。

(3) 社会的な事象についての知識・理解

- ◆小5「都道府県のように」「日本の国土や自然」で、方位や緯度・経度の理解に課題がみられる。
- ◆小5「日本の工業生産」で、概念的な知識の理解に課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 思考・判断した過程や結果を、適切な用語や自分の言葉で表現する学習を充実させる。

- ・課題を明確にし、予想したことと調べた具体的な事実や資料をもとに思考・判断した内容を表現させる。
- ・互いの考えを出し合い、深め合う活動を設ける。
- ・単元のまとめの場面では、分かったことを自分なりの一般化した表現でまとめさせることで、他の事例について考える際にも活用できる力をつける。
- ・振り返って書く活動を行わせる。
- ・上記のような言語活動の流れを積み上げる。

※単元の評価規準をふまえて、単元を通して児童に獲得させたい中心概念を児童の言葉で表現するとどうなるかを予め想定しておくことが大切です。

(2) 観察・調査した結果や収集した各種の資料を取捨選択したり、整理した内容を考察したりする学習を計画的に行う。

- ・観察・調査・見学などの活動を通して収集した資料を、課題解決に必要なものであるかどうかという視点で取捨選択させる。(例：中学年→必要な資料の収集・情報の読み取り、第5学年→必要な資料の収集・選択・整理・再構成、第6学年→必要な資料の収集・選択・吟味・整理・再構成)
- ・複数の資料を比較したり、関連付けたりして考察し、予想したことと照らし合わせる場面を設定する。

(例：中学年→他の事象と比較する、まわりの諸条件と関係付ける、高学年→複数の資料を関連付ける)

- ※比較・分類・関連付け・構造化・多面的に見る・変化をとらえる など『考える』を具体化します。
- ・単なる資料の数値や傾向の読み取りだけでなく、資料の背景や原因を考えたり、予測したりする力をつける。(算数科における各種グラフの読み取り・作成について学習する時期を考慮する)

(3) 学習活動を支える基礎的・基本的な知識・技能を高める学習を計画的に取り入れる。

- ・学習指導要領解説で、各学年において理解し、活用できることが求められていることが確実に身に付くよう計画的に学習に取り入れる。(第4学年修了時→八方位、小学校修了時→都道府県の位置と名称 等)
- ・白地図や地図帳、地球儀、年表、写真、グラフなどを一人一人が操作する活動を取り入れる。
- ・日常的にそれらに触れることができる教室環境や活動を工夫する。

中学校 社会科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆解答形式別にみると、選択式は比較的高いが、記述式は比較的低い。適切な用語を使って自分の言葉で他者に伝わるよう論理的に表現する力に課題がみられる。

【領域別の状況】

(1) 地理的分野「世界の地域構成」

- ◆昨年に引き続き、地球上での緯度、経度を使った位置関係の把握に課題がみられる。

【観点別の状況】

(1) 資料活用の技能

- ◆資料から複数の情報を読み取る力が不十分である。その結果、1つの情報のみに基づいて解答する例が多くみられた。

(2) 社会的な思考・判断・表現

- ◆資料から読み取った複数の情報を取捨選択し、社会的事象を比較・関連させたり、原因や結果等の因果関係に位置付けたりする力が不十分である。

2 課題に対する今後の指導のポイント

平成 29 年度の学力調査においても、平成 28 年度と同様に暗記している用語を確認する問題は出題していない。知識基盤社会においては、暗記をしなくてもインターネット等で大量の情報を検索できる。新学習指導要領では「新しい時代に必要になる資質・能力の育成」が求められており、概念的知識や、大量の情報から必要な情報を読み取る技能といった、社会にでて活用できる（生きて働く）知識・技能の習得が重要である。また、知識・技能と、思考力、判断力、表現力をバランスよく育成することも大切である。

このことから、次の 2 点を指導のポイントとして挙げる。

(1) 1 時間単位の授業づくりから、単元として育成する資質・能力を明確にした授業づくりへの転換

新学習指導要領の解説では、改訂の基本的な考え方の 1 つとして、「知識の理解の質を高め、確かな学力を育成すること」を挙げている。しかしながら、今回の調査では、用語が概念的知識として定着しておらず、適切な用語を使って自分の言葉で他者に伝わるよう論理的に表現する力に課題がみられた。教師主導で教科書の見開き 2 ページの網羅的知識を 1 時間で教えるという考えから脱却し、単元を貫く問いを設定するなどして、生徒自らが知識・技能を活用し、「社会的な見方・考え方」を働かせて思考・判断・表現する問題解決型の単元構想へと転換する必要がある。例えば、今回の問題の「【白豪主義】によって実施されたことを、【制限】という用語を用いて説明せよ。」では、【白豪主義】という用語を暗記していても説明はできない。オセアニア州の学習の際、「なぜオーストラリアは多文化主義を目指したか？」という単元を貫く問いのもと問題解決的な学習を行えば、生徒は「白豪主義」を「経済などでアジアとの結びつきが強まったことから廃止した、ヨーロッパ系以外の移民を制限する政策」というように、概念的知識として習得するため、仮に用語を覚えていなくても、自分の言葉で説明できる。このように知識の理解の質を高めることもできるようにする授業改善が求められる。また、地理的分野では地域を捉える際の「考察の仕方」で養った「地理的な見方・考え方」を他の地域を考察する際に用いることで、より汎用性のあるものとしていく必要がある。つまり、「九州地方」を題材とした単元において、自然環境を中核とした「考察の仕方」で問題解決型の学習をした場合、「地形や気候などの自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっている」という概念的知識を習得する。今回の問題の「北陸地方」が題材であっても、同様の「考察の仕方」を使って解答できる力をつけていく必要がある。

(2) 自ら様々な情報を集め、必要な情報を取捨選択して課題を解決する単元の実践

昨年に引き続き、地球上での位置関係の把握に課題があることから、地球儀等を活用した学習が不十分であると考えられる。教科書や資料集のみを使った学習から、地球儀を使ったり、野外調査を実施したりするなど、体験的活動から情報、資料を収集する機会を増やし、学校図書館や ICT など積極的に活用して、収集した情報、資料を取捨選択し、効果的に活用する力を育てることが求められる。

小学校 算数科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆観点別に見ると、「数量や図形についての知識・理解」については、小5、小6の「小数の乘法について意味を理解している」問題の正答率では改善が見られつつあるが、依然として小数倍の意味理解に課題がある。
- ◆領域別に見ると、「図形」に関わる問題について、視覚的な捉えだけではなく定義や性質を理解して活用したり、平面・空間的な広がりで考えたりすることについて課題がみられる。
- ◆解答形式別にみると、記述式の問題について、小6においては改善の傾向が見られつつあるが、全体として無解答率が依然として高く、課題がみられる。

【領域別の状況】

(1) 数と計算

- ◆小5「小数の乘法について意味を理解している」問題について課題がみられる。

(2) 量と測定

- ◆小4「180度より大きい角の大きさを求める」問題について課題がみられる。

(3) 図形

- ◆小3「6つの図形の中から正方形をすべて選ぶ」問題について課題がみられる。
- ◆小4「垂直の意味を理解し、方眼上の垂直な直線を選ぶ」問題について課題がみられる。
- ◆小5「6つの図形の中から台形をすべて選ぶ」問題について課題がみられる。

(4) 数量関係

- ◆小6「帯グラフを読み取り、割合から比べられる量を求めることができる」問題について課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 倍の意味を、学年の系統性を踏まえ、図と関連付けて理解する指導を充実させる。

- ・割合を表す数値と量を表す数値とを混同している傾向が見られる。図を読み取り活用する力が改善されてきているので、さらに、数量の関係（基準量、比較量、割合）を多様な図で適切に表す活動を低学年から取り入れていくようにする。
- ・「減っているからひき算」「分けているからわり算」など、問題文にある言葉だけをよりどころとして演算決定するのではなく、問題文の意味をきちんと読み取り、具体物の操作や図を通してその場面を把握して演算を決定することを大切にする。
- ・整数の乘法についての理解を基に小数の乘法の場合も同じように考えることを大切にし、小数倍についての理解を深めるようにする。

(2) 図形の学習では、自分から図形に働きかけることを大切にする。

- ・図形をかいたり、切ったり、並べたり、作ったり展開したりするなどの算数的活動を取り入れていく。
- ・図形を一つの視点からだけ見るのではなく、様々な視点から見ることを通して、普遍的な定義や性質について実感できるようにする。

(3) 場面や状況に応じて、計算や測定の結果を見積もったり、求めた結果を振り返って確かめたりする活動を充実させる。

- ・計算や測定の結果が正しいかどうかを確かめることを大切にする。その際、計算や測定の結果と見積もりの結果が大きく異なっていないことを確認する活動を充実させていく。

(4) 「子どもの声でつくる算数授業づくり」を意識して、指導方法の改善を図る。

- ・誤答も含め、児童のいろいろな考え方を取り上げ、解釈する活動を取り入れる。その際、それぞれの表現のよさに気付いたり、見方を変えて新しい解決方法を考えたりすることを大切にする。
- ・自分の考えを説明したり、ノートに記述したりする活動を適宜取り入れるようにする。その際、友達や教師が表現したことをそのまま復唱したり書き写したりするのではなく、自分の言葉で表現することを大切にして自分の考えを深めていけるようにする。

中学校 数学科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆ 数量の関係や法則などを文字式で表すことやその文字式から関係を読み取ることに課題がみられる。
- ◆ 数学的な解釈に基づいて、事柄が成り立つ理由を数学的な表現を用いて説明することに課題がみられる。
- ◆ 変化や対応の様子を表・式・グラフを用いて捉え、相互に関連づけて考察することに課題がみられる。
- ◆ 円やおうぎ形に関する計量の技能の定着が不十分である。

【観点別の状況】

(1) 数学的な見方や考え方

- ◆ 規則性を見つけ、それを使って数表の中の数を文字式で表し一般化することに課題がみられる。

(2) 数学的な技能

- ◆ 具体的な事象における数量の関係を捉え、方程式をつくることに課題がみられる。
- ◆ グラフから直線の式を求めることに課題がみられる。
- ◆ 円錐の見取図から側面のおうぎ形の中心角や体積を求めることに課題がみられる。

(3) 数量や図形などについての知識・理解

- ◆ ヒストグラムから最頻値を求めることに課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 数量の関係や法則などを事象に即して解釈し、数学的に表現することができるようにする。

- ・ 事象を数学的に表現したり、数学的に表現された結果を事象に即して解釈したりすることを通して、事柄が成り立つ理由を筋道立てて説明する活動を取り入れる。

(2) 着目する数量を見だし、方程式をつくることができるようにする。

- ・ 具体的な数や言葉を使った式を利用したり、数量を図に表したりして関係を捉え、文字式に表す活動を取り入れる。

(3) 一次関数のグラフから x と y の関係を式で表すことができるようにする。

- ・ 一次関数 $y = ax + b$ について、 a と b の値をそれぞれ変化させたときのグラフの様子を視覚的に捉える活動を取り入れる。
- ・ 様々な比例定数のグラフをかき、 a の値によってどのようにグラフが変わるかを考察し、 a の値の符号からグラフが右上がりになるか右下がりになるかを判断したり、 a の値の絶対値の大小からグラフの傾き具合を判断したりする場面を設定する。

(4) 扇形の弧の長さや面積が中心角の大きさに比例することや、空間図形の特徴について見取図と展開図を関連づけて読み取ることができるようにする。

- ・ 扇形を円の一部として捉え、弧の長さや面積がその中心角の大きさに比例することを確認する場面を設定する。
- ・ 円を紙で作って、折ったり切ったりするなどの観察、操作や実験を通して、円と扇形を関連づける活動を取り入れる。

(5) 代表値の必要性和意味を理解し、代表値を求めることができるようにする。

- ・ 目的に応じてデータを収集して整理し、資料を代表する値について考察しながら資料の傾向を読み取ることを通して、代表値の必要性和意味について理解できるような活動を取り入れる。

小学校 理科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆県平均正答率は、小学校第 5 学年が 47%、第 6 学年が 50%と低く、活用問題に課題がみられる。
- ◆問題形式別にみると、「選択式」と比較し、「記述式」が第 5 学年で約 30 ポイント、第 6 学年で約 33 ポイント低く、課題がみられる。
- ◆科学的な思考・表現については、理科の学習を実生活と関連付けて考えたり、実験結果をもとに考えたりすることに課題がみられる。
- ◆「観察・実験の技能」については、実験器具の操作について改善傾向のみられるものもあるが、意味を理解して実験方法を考えることに課題がみられる。

【観点別の状況】

(1) 科学的な思考・表現

- ◆小 4 「空気と水の性質」、小 4 「金属、水、空気と温度」、小 5 「物の溶け方」、の問題で、理科の学習を実生活や日常に見られる現象と関連付けたり、実験の結果をもとに実験方法や結果の理由を説明したりすることに課題がみられる。
- ◆小 4 「電気の働き」、小 5 「電流の働き」の問題で、学習したことを活用して考えたり説明したりすることに課題がみられる。

(2) 観察・実験の技能

- ◆小 5・小 6 の「観察・実験の技能」についての問題のうち、実験器具の操作についての問題の正答率が低く、使い方が理解できていないものがある。

(3) 自然事象についての知識・理解

- ◆小 4 「電気のはたらき」において、回路についての理解に課題がみられる。
- ◆小 5 「振り子の運動」において、振り子の周期についての理解に課題がみられる。
- ◆小 5 「天気の変化」において、雲の動きと天気の変化を関係付けて理解することに課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 児童自身が実験方法を考えたり、結果をもとに考察したりする場を保障する。

- ・予想や結果等、一人一人が自分の考えを記述する活動を必ず取り入れる。
- ・課題を解決するためにどのような実験をするとよいかを一人一人が考える場を設定する。
(比較する、関係付ける、条件をそろえる、推論する、を意識して)
- ・結果から実験方法を見直し、もう一度実験方法を考え、やり直す場面を保障する。
- ・予想や考察したことを表現するとき、科学的な言葉や概念を使うとともに、それらの意味が理解できるようにする。

(例：振り子の長さ、体積、電流、受粉等)

(2) 日常的に理科の学習を実生活や日常に見られる現象と関連付け、科学的な言葉を用いて現象を説明する場を保障する。

- ・学習したことを使って思考する活用場面を積極的に設定し、理科の必要性や有用性を実感させる。
- ・普段の生活の中での理科で学習したことが活用できる事象を積極的に取り上げ、児童自身が科学的な言葉を用いて現象が説明できるようにする。

(例：明日の天気、ボールの弾み方、金属選別機の仕組み等)

(3) 実験器具の正しい使い方を指導し、定着できるよう繰り返し取り扱う。

- ・観察・実験器具を児童一人一人に使用させ、正確に操作できるようにする。
- ・初めて使う学年だけでなく、学年をこえて繰り返し伝え、定着できるようにする。

(例：星座早見、メスシリンダー、顕微鏡、温度計等)

中学校 理科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆県平均正答率は、中学校第 1 学年が 43%、第 2 学年が 33%と低く、特に第 2 学年に課題が見られる。
- ◆領域別にみると、第 1 学年、第 2 学年とも物理領域、化学領域が低い。「気体の性質」「物質の姿と状態変化」「光の世界」「力の世界」「酸素がかかわる化学変化」「化学変化と物質の質量」の内容について、課題がみられる。
- ◆問題形式別にみると、「記述式」が最も低く、事物・現象についての原理を理解し、正しく説明することに課題がみられる。特に第 2 学年については 23.4%と課題がみられる。
- ◆理科での学習を実生活と結びつけて考えることが依然課題である。

【観点別の状況】

(1) 科学的な思考・表現

- ◆正答率は 50%を下回っている。引き続き、科学的に思考・表現することについて課題がある。
- ◆中 1「水溶液の性質（中 1）」中 2「力の世界（中 1）」の問題で、割合の概念の理解や、単位を変換して数量を計算し算出することに課題がみられる。
- ◆中 1「植物の分類（中 1）」中 2「酸素がかかわる化学変化（中 2）」「化学変化と物質の質量（中 2）」で、自然の事物・現象について根拠を述べながら、科学的に記述することに引き続き課題がみられる。

(2) 観察・実験の技能

- ◆中 2「化学変化と物質の質量（中 2）」の問題で、誤差を含む実験結果のデータからグラフを作成することに課題がみられる。

(3) 自然事象についての知識・理解

- ◆中 2「酸素がかかわる化学変化（中 2）」の基本的な化学反応式についての問題で、誤答・無回答が多く、引き続き課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 科学的に探究する学習を充実させ、自分の言葉で表現させる活動を設定する。

- ・科学的な根拠をもとに自分の考えを相手に伝えたり、説明したりする活動を授業の中に取り入れ、それが正しく表現されているか評価する。
- ・表やグラフを作成したり、分析したりする活動を積極的に取り入れる。

(2) 日常的に、理科の学習を実生活や日常に見られる現象と関連付ける。

- ・学習したことを授業の中で完結することなく、日常生活や社会の中に当てはめたり、意識したりするよう指導する。
- ・学習した科学概念が、生活体験からくる誤概念に戻らないように、学年・単元を超えて繰り返し指導する。

(3) 物理量の意味を実体験と結びつけて理解させ、数量計算を繰り返し指導する。

- ・単位の変換や割合の概念など、実体験を通してイメージを伴った指導を行う。
- ・量的な関係を見いだすことができるように、一人一人が実験結果を表や図にまとめ、それを分析し解釈する学習活動を取り入れる。

中学校 英語科 <今後の指導のポイント>

1 平成 29 年度の学力調査結果から見られた課題

【全体的な状況】

- ◆県平均正答率は、中学校第 1 学年が 51%、中学校第 2 学年が 47%と共に低い。
- ◆領域別にみると、両学年ともに「書くこと」の正答率が低い。(中 1 : 36.3%, 中 2 : 29.2%)
- ◆解答形式別にみると、「短答式」及び「記述式」問題の正答率が低い。特に、「記述式」について英文を正しく書くことに大きな課題がある。(「記述式」正答率 中 1 : 15.2%, 中 2 : 10.6%)
- ◆領域を統合して活用する力をみると、リスニング問題や読解問題等において、英文を聞いたり読んだりした内容をもとに思考し判断したうえで英文を書くことに課題が見られ、無解答率も高い。

【観点別の状況】

本調査では、観点別の調査問題だけでなく、聞いたり読んだりしたことについて英語で答えるなど領域を統合して活用する問題も出題した。そのため、外国語表現の能力及び外国語理解の能力については、あわせて記載する。

(1) 外国語表現の能力及び外国語理解の能力

- ◆まとまりのある英文や対話文を聞いて、その内容について英語で正しく答えることに課題がみられる。
- ◆まとまりのある英文の要点や必要な情報を読み取り、英語で正しく答えることに課題がみられる。
- ◆与えられた情報をもとにまとまりのある英文を書いたりするなど、既習の知識・技能を活用して表現することに課題がみられる。

(2) 言語や文化についての知識・理解

- ◆文脈に適する語句や英文を正しく書くなど、語彙や文構造の知識・理解に課題がみられる。

2 課題に対する今後の指導のポイント

(1) 生徒が英語に触れる機会を充実する。

- ・授業は英語で行うことを基本とし、教師と生徒、生徒同士のインタラク션을を増やして、授業を実際のコミュニケーションの場面とする。教師が指示英語に加えて、自分の意見や感想等を述べるなど、英語を使う姿が、生徒にとっての英語学習の良きモデルとなるようにする。
- ・教科書やそれ以外のまとまりのある英文を聞いたり読んだりする機会を増やす。
- ・生徒の関心のある事柄や日常的な話題、社会的な話題について、まとまりのある英文で自分の考えや意見、気持ちなどを話したり書いたりする学習を日常的に行う。

(2) 領域統合型の必然性のある言語活動を工夫する。

- ・聞いたり読んだりしたことについて、英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動を行う際、生徒が英語を使う必然性に配慮しながら、思考・判断させる場面を設定し、即興的に話す力を高める。そのために、帯活動などにおいて継続的に指導を行う。
- ・聞いたり読んだりしたことについて、自分の考えを英語で書いたり、その内容を英語で要約したりする活動を行う。
- ・教科書本文の扱いについては、文法事項の理解や日本語訳で終わらせず、感想や意見を述べ合う活動など、教科書の題材を言語活動のリソースとして活用する。
- ・生徒が話したり書いたりする英語については、生徒の伝えようとする意欲や伝えたい内容を大事にしつつ、段階的に正確さを求める指導を行う。

(3) 語彙や文構造の指導は言語活動と関連づけ、活用しながら定着を図る。

- ・語彙や文構造の指導は、口頭練習やパターン会話練習に加えて、自分の考えや気持ちを話したり、書いたりする言語活動に組み入れて、活用させることで定着を図る。
- ・家庭学習は、授業とつなげ、一体的に指導する。ドリルやワークによる知識の定着に加えて、授業での言語活動の続きを家庭でさせたり、家庭で準備した英語を授業で使わせたりする。

各教科等の指導

○各教科，道徳，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動

○基盤となる指導

○島根の特色を生かした教育に関する指導

○社会の変化に対応できる資質と能力の育成にかかわる指導

国語

「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Q&A－移行措置編」を参照して、未学習が起らないように注意する。

重点１ 言語活動を通して付けたい力を付ける！

～課題解決的な言語活動を設定し、児童生徒が見通しをもち主体的に言語活動を行うことで、付けたい力を付ける工夫をする～

□付けたい力を学習指導要領解説の指導事項を基に明確にしている。

【📌ポイント】各学年に示された指導事項をもれなく指導できるよう、どの単元でどの指導事項を指導するかを明らかにした年間指導計画を作成すると、指導の系統性が意識できます。

(例) マトリックス型の指導計画※右図参照

□付けたい力を指導する視点から教材研究（教材の内容や特徴等の分析、ふさわしい言語活動の選定など）を行っている。

月	指導事項	国語への関心・意欲・態度		話すこと・聞くこと					書くこと			オ よ い と こ ろ を 見 付 け た 感 想
		話 す ・ 聞 く	読 む	ア 話 題 設 定 ・ 必 要 な 事 柄	イ 話 の 順 序 ・ 言 葉 の 違 い	ウ は き り し た 発 音	エ 大 事 な こ と ・ 興 味	オ 話 題 に 沿 っ た 話 し 合 い	ア 題 材 に 必 要 な 事 柄	イ 簡 単 な 構 成	ウ つ な が り の あ る 文 や 文 章	
	(略)											
6	お気に入りの場面を音読しよう		○									
	おもちゃの作り方を説明しよう	○			○	◎	○					
7	よく見てくわしく書いて知らせよう		○						◎	○		○
	昔話の中から大ずきなお話を選ぼう		○									
	自分の宝物を紹介しよう	○		◎			○					
8	夏休みをふり返ってお話しよう	○	○	○	○		◎					

□児童生徒の主体的な学習となるように単元を通して課題解決的な言語活動を設定している。

【📌ポイント】児童生徒が主体的に思考・判断する学習とするため、従来の授業（児童生徒に読む目的をもたせないまま、場面ごと、段落ごとの読み取りをさせようとする授業、教師がもつ正解を言い当てさせようとする授業など）から、課題解決的な言語活動を位置付けた授業に改善していくことが大切です。

□付けたい力を付けるための言語活動であることを意識し、言語活動そのものが目的にならないようにしている。

□児童生徒が課題意識をもって学習を進められるよう、児童生徒と共に課題解決のための学習計画や見通しを立てる。見通しを持ちやすいよう教師が言語活動のモデルを提示したり、課題解決の過程で計画を振り返って修正したりする。

□児童生徒にとって必要性や必然性がある交流場面を設定している。

【📌ポイント】単元もしくは本時の付けたい力を踏まえた交流になっているか検討しましょう。例えば「文章を読んで考えたことを発表し合い、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと（小学校３・４年読むことオ）」では、一人一人の感じ方が違うことを大事にしながら、交流できるように指導しましょう。また、目的を児童生徒が理解して活動できるようにしましょう。

□単元の中での本時の課題の位置付けを児童生徒に理解させ、課題に対して「できたこと」「分かったこと」の振り返りを行っている。

【📌ポイント】学習したことを振り返る活動は見通しを立てる活動と対になるようにし、また、児童生徒が自分の学んだことを自覚できるように工夫しましょう。

(例) 本時内でめあてに対する学習のまとめをし、めあてに沿った振り返りをさせる

本時で付けた力を実際の読書行為として活用させる

単元全体を振り返り、学習の達成感を感じたり、新たな課題意識につなげたりする

□「読むこと」の指導において、教科書教材を学習しながら同じ作者やシリーズ、同じテーマや構成の本を読むなど、読書につなげる学習を設定している。

重点２ 付けたい力に対応した学習評価を！

～その言語活動でどのような姿が見られれば付けたい力が付いたと言えるのかを明確にする～

□単元で指導する指導事項（付けたい力）と言語活動とを基に評価規準を設定している。

□評価規準は児童生徒の具体的な姿で表現している。

【👉ポイント】評価規準は「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（国立教育政策研究所（文部科学省HP））を参考にし、目標に準拠するように設定します。

（例）「文章の内容と自分の経験とを結び付けて自分の思いや考えをまとめ、発表し合うこと（小学校１，２年読むことオ）」について、「シリーズ作品の中から自分が好きな作品を紹介し合う」という学習活動を行う場合。

○紹介する物語の好きなところを、シリーズの他の好きな作品の内容と結びつけて紹介している。

×シリーズの作品の中から自分が好きな作品を選んで紹介している。

活動にのみ着目した評価になってしまっている。

付けたい力と照らして、紹介の内容にどんなことが表現できていたら概ね満足かを具体化できている。

□何を用いて評価するのがわかるよう評価方法を設定している。

【👉ポイント】「読むこと」の指導では、教科書教材で学習した指導事項（付けたい力）が本当に活用できる力として身に付いたかどうかを評価することが大切です。そのためにも児童生徒の読む能力を表出させる（読み取ったことや自分の考えとその理由などをまとめることなど）ことができるような課題解決的な言語活動を設定します。

重点３ 自校の実態を踏まえた指導を！

～島根県の教育の重点や国語科の課題としてあげられている内容について、自校の実態を踏まえながら指導する～

□カリキュラムマネジメントを行い、児童生徒の実態に応じて、発展的学習（他教科等での活用場面での設定や学校図書館活用教育等）を取り入れている。

□学校図書館を活用した学習が指導計画の中に位置付けられている。

□文章の構成を工夫したり資料を活用したりして、自分の考えやその根拠が明確に伝わるように「書くこと」の指導を行っている。

【👉ポイント】「全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業アイディア例」（国立教育政策研究所HP）を活用し自校の実態を踏まえた指導を展開しましょう。

□領域の学習の中で言葉のきまり（文法）への意識を高める学習を行っている。

□簡単な言葉をローマ字で書いたり、ローマ字を読んだりする指導を行っている。（小学校）

【👉ポイント】小学校学習指導要領解説総則編に「小学校段階では（中略）キーボードによる文字の入力，電子ファイルの保存・整理，インターネットの閲覧や電子メールの送受信などの基本的な操作を確実に身につけさせる（後略）」とあります。（48ページの「教育の情報化」を参照）そのためにも国語の授業においてローマ字をきちんと身につけさせておく必要があります。

○小学校国語科教育講座 平成30年10月5日（金）島根大学教育学部附属小学校

○中・高等学校国語科教育講座 平成30年11月22日（木）島根県教育センター

社 会

「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引 ―Q&A― 移行措置 編」を参照して、未学習が起らないように注意する。

重点１ 「社会的な見方・考え方」を働かせた授業づくりをする！

- 単元の導入において、社会的事象から児童生徒が問題を発見し、問いがもてるような資料を提示し、単元全体の学習への見通しをもてるように工夫している。（単元を貫く「問い」があるか）
- 毎時間の授業において、児童生徒から生まれる問いや問題意識を大切にし、導入からまとめまでの問題意識の流れを踏まえた指導を行っている。（毎時間の授業に問いがあるか）
- 単元や授業のまとめにおいて、問い沿った振り返りになるように工夫している。

【ポイント：「社会的な見方・考え方」について】

「社会的な見方・考え方」は、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の**視点や方法**であると考えられます。

ある「視点」に着目することによって「問い」が生まれ、「問い」が学習を「思考・判断」する活動へと向かわせ、「思考・判断」することによって「知識」を獲得するという探求のプロセスが「社会的な見方・考え方」を働かせた学習といえます。

（資料１）大切にしたい「問い」の例

- ア)「どうなっているか」 社会的事象について調べまとめる
- イ)「なぜか」 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考察する
- ウ)「どうすればよいか」 社会に見られる課題を把握して解決に向けて構想する
- エ)「本当にそうか」「～であるのになぜ」 社会的事象のもつ多面性をとらえる

（資料２）「視点」と「問い」と「獲得する知識」の例

考えられる視点例	視点を生かした、考察や構想に向かう「問い」の例 ※（ ）内のア～エは資料１と関連	考察、構想した結果、獲得する知識の例
○小学校社会 「事象や人々の相互関係」	・火事はどれくらい発生しているのだろう（ア） ・なぜ消防車は早く現場に到着できるのだろう（イ） ・なぜ関係機関の協力が必要なのだろう（エ） ・安全を守るために自分たちにできることは何だろう（ウ）	・地域の安全は、関係機関の未然防止と緊急対応によって守られている ・地域社会の一員として自分たちにもできることがある
○中学校地理的分野 「人間と自然環境との相互依存関係」	・そこでの生活は、周囲の自然環境からどのような影響を受けているか（ア） ・なぜそのような影響を受けているか、また、影響を与えているのか（イ・エ） ・どのように自然に働きかけるべきか（ウ）	・人々の生活は自然の影響を受けるとともに、それを変化させる ・地域には地域的特色を踏まえた、よりよい姿が求められる

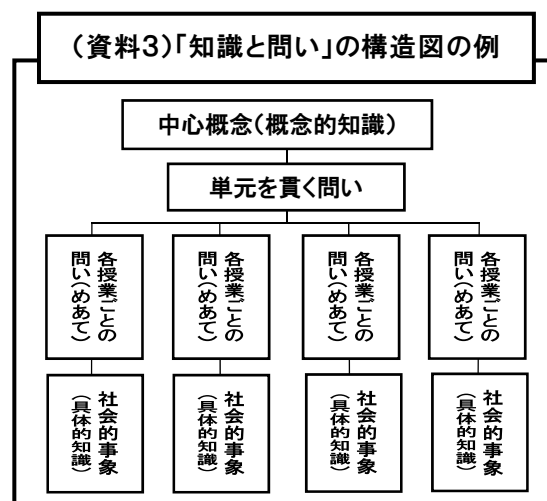
※参考資料「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（H28.12.21 中央教育審議会）

【ポイント：知識と問いの構造図について】

問いを明確にしたり、問いの質を吟味したりする上で、単元全体の知識の構造図とともに、問いの構造図をつくることは、単元全体の指導計画を立てるうえで有効です。問いを大切にしたい授業づくりを進めていきましょう。

※「知識の構造図」「問いの構造図」の例を島根県教育用ポータルサイトに掲載しています。

※知識の構造図と問いの構造図を併せた形で、「知識と問いの構造図」（資料3）を作成することも有効です。



重点2 学習指導要領をふまえて単元の評価規準を明確にし、この単元で児童生徒にどのような力を付けるかを明確にする！

- 学習指導要領に示された目標及び内容をふまえて、単元の評価規準を作成している。その際、単元の評価規準に、単元で指導すべき内容がすべて盛り込まれている。
- 単元の評価規準を作成する際、児童生徒がこの1時間（1次）で何を学ぶかわかるよう、ねらいを明確にし、できるだけ具体的な評価規準にすることで、指導と評価を一体化している。
- 評価規準をもとにして、1時間ごとの「おおむね満足できる児童生徒の姿」を明らかにしている。

(資料4)「地域の人々の生産や販売」の評価規準の設定例

社会事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	観察・資料活用・技能	社会的事象についての知識・理解
・地域の人々の生産や販売の仕様の様子に関心を持ち、意欲的に調べようとしている。 ・地域の人々の生産や販売の仕様の様子と自分たちの生活との関わりを考えようとしている。	・地域の人々の生産や販売の仕様の様子について、学習問題やその予想、学習計画を考え表現している。 ・地域の人々の生産や販売の仕様の工夫を自分たちの生活と関連付けて考え適切に表現している。	・観点に基づいて見学したり資料を活用したりして、地域の人々の生産や販売の仕様の様子について、必要な情報を集め、読み取っている。 ・調べたことをグラフや白地図などにまとめている。	・地域には生産や販売に関する仕事があり、それらは自分たちの生活を支えていることを理解している。 ・地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色や国内の他地域などとの関わりを理解している。
関心・意欲・態度については、1単位時間で見るとはではなく単元を通して育てよう工夫しましょう。	思考力・判断力を見取るためには表現活動が不可欠ですが、本を書き写して読んだり模造紙に書いたりする表現活動では、思考力・判断力を見取ることはできません。根拠や理由を示して表現しているか、経験や知識と結びつけた自分の言葉で表現しているか等、適切な表現となっているかをチェックしましょう。	この観点でいう知識は、網羅的知識ではなく、理解したことで習得した「概念」を示しています。	1時間（1次）のねらいをイメージして、評価規準を作成します。例えば「お店屋さんの販売の工夫をグラフや白地図にまとめよう」といった「めあて」があり、太枠部分の評価規準があれば、指導と評価が一致しているといえます。

*参考資料「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」国立教育政策研究所（文部科学省HP）

○小学校社会科教育講座

平成30年8月24日（金）浜田教育センター 講師：澤井陽介氏（文部科学省）

○中学校社会科、高等学校地理歴史科・公民科教育講座

平成30年9月14日（金）島根県教育センター 講師：樋口雅夫氏（文部科学省）

算数・数学

「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引 ―Q&A― 移行措置 編」を参照して、未学習が起こらないように注意する。

学習指導要領改訂の柱の一つである「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善を進めていく必要があります。

次のような子どもたちの姿が現れるような授業を目指して、日々の授業をふりかえり、チェックしてみましょう。



重点1 考えること、やりきることを楽しむことができるようにする！

【考えること、やりきることを楽しむ子どもの姿（例）】

動き出す自分を楽しむ！

- ・おもしろそうな問題だな。
- ・難しそうだけれど、やってみたい。
- ・どんな方法が使えるのだろう。

一人で考えることを楽しむ！

- ・まずは、図をかいてみよう。
- ・ここに補助線を引いたらどうなるかな。
- ・ここまではできたけれど…。
- ・みんなはどんなふうに考えているのだろう。

みんなで考えることを楽しむ！

- ・へえ～、そういう考え方もあるのか。
- ・その考えの方が便利かもしれないな。
- ・図を使うと説明がわかりやすくなる。
- ・なるほど、そういう意味だったのか。

やりきることを楽しむ！

- ・難しかったけれど、最後までしっかり考えた。
- ・次の時間は～をやってみよう。
- ・家に帰ってから、もっと考えてみよう。

<導入場面で大切にしたいこと>



- ☐ 指示や説明は、簡潔明瞭にするよう心がけている。
- ☐ 子どもが意欲を高めるよう、学習問題の内容や提示の仕方、解決のための見通しのもとせ方を工夫している。…①※

<展開場面で大切にしたいこと>



- ☐ 子どもが一人でしっかりと考え、その考えを、具体物や図、言葉、数、式、表、グラフなどを使って表現できる活動を設定している。…②
- ☐ 目的を明確にして学級全体で、（必要に応じてはペアやグループなどで）話し合う活動を設定している。…③
- ☐ 子どもがつまずきや疑問、誤答を取り上げ、意味理解が深まる授業展開になるよう心がけている。…④

<終末場面等で大切にしたいこと>



- ☐ 子どもが自分(たち)の学びを見つめるための振り返りの場を設定している。…⑤

重点2 子どもの活動に対して適切なフィードバックを行う！

＜授業の中で＞



- 子どもが考えたことや表現したことを肯定的に評価し、返すようにしている。…⑥
- “考えることは楽しい”，“考えてよかった”と子どもが感じられるよう、一人一人の考えを関連付け、整理していく過程を大切にしている。…⑦

＜単元の中で＞



- 一人一人の学習の成果を把握することに努め、補充的な学習や発展的な学習を意図的に位置付けるなど、個に応じた指導を行っている。
- 授業とつながりのある家庭学習を工夫している。

重点3 学年間のつながりを意識し、単元を見通した指導計画を！



- 学力調査の結果を分析して、子どもの強み弱みを把握している。
- 単元で身に付けさせたい力を明確にし、指導内容の重点化を図ったり指導方法を工夫するなど、単元を見通した指導計画の検討・見直しを行っている。
- 各単元や各学年相互の関連を図り、系統的・発展的な学習ができるよう心がけている。

『授業の質の向上プロジェクト事業』の一環である『算数授業改善推進校事業：子どもの声でつくる算数授業づくり』に取り組んで3年目を迎えます。

“算数・数学の勉強が好き”という子どもを増やすことを目指して、引き続き取り組んでいきましょう。

授業改善方針「子どもの声でつくる算数授業づくり」

◆子どもが「算数の勉強は好きだ」「問題を解いてみたい」と思う授業(内面の言葉)

◆お互いの考えを伝え合い、それぞれの考えが深まっていく全員参加の授業(表現しあう言葉)

◆子どもが考えること、やりきることを楽しむ授業

※ DVD『子どもの声でつくる算数授業づくり (仮題)』(島根県教育委員会：平成 30 年 3 月)では、上記の各項目末尾のチェック番号(①～⑦)に対応した授業例を映像で見ることができます。校内研修等でご活用ください。

■ 算数授業改善推進校：全8校

松江市立古江小学校／安来市立社日小学校／出雲市立大津小学校／雲南市立掛合小学校／浜田市立周布小学校／江津市立津宮小学校／益田市立吉田小学校／隠岐の島町立磯小学校

・各推進校の取組や指導案、授業公開の予定を“EIOS”に掲載していますので、ご覧ください。

○中・高等学校数学科教育講座	平成 30 年 9 月 21 日(金) 島根県教育センター
○小学校算数科教育講座	平成 30 年 10 月 18 日(木) 益田市立吉田小学校 (西部会場)
	19 日(金) 雲南市立掛合小学校 (東部会場)
○しまね数リンピック	平成 30 年 10 月 28 日(日) 県内各会場

理 科

「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Q&A－移行措置編」を参照して、未学習が起らないように注意する。

重点 1 問題解決の状況をつくる！

～児童生徒自らに学習課題を意識させ、観察・実験の結果を基にした言語活動を展開することによって、科学的な思考力・表現力を育む～

課題設定

- 児童生徒の学習履歴の状況やレディネス等を捉え、学習対象とする自然事象を検討している。
- 自然事象との関わりを通して、児童生徒自らが見出した疑問や気づきから、学習課題を設定するように意識している。
- 児童生徒に示す学習課題を「○○しよう！」と活動を示すのではなく、「○○だろうか？」等の問題意識を誘発するものとなるように意識して表現している。
(例：「月の動きを調べよう！」→「月はどうのように動くのだろうか？」)

予想や仮説

- 予想や仮説が、1つだけでなく複数出るような教材を用意している。
- 複数の予想や仮説が出やすいように発問している。
(例：「電池の数を増やすと速く走るだろうか？」→「電池の数を増やすと速さはどうなるだろうか？」)

観察・実験の計画

- 予想や仮説を確かめるための観察・実験になっているか、意識して計画を立てさせている。
- 比較対照実験を計画するときは、その意味について考えられるよう指導している。
- 予想通りの結果が得られなかった場合は、予想や仮説、観察・実験の計画を見直し、再度、観察・実験を行う場を設定している。

考察と結論

- 結果を表やグラフに整理して考えさせている。
- 結果をもとに、課題や予想に照らし合わせて考えさせている。
- 結果の考察では、結果と結論の区別を明確にして考えさせている。

言語活動の充実

- 予想や仮説、考察や結論などを表現するとき、科学的な言葉や概念を使って考えたり説明したりする活動を取り入れている。
(例：「○○は虫です。」→「○○は、体が頭・胸・腹に分かれ、足が6本あるのでこん虫です。」)
- 科学的な言葉や概念の意味が理解できるように、表、グラフ、図、絵、動作化、比喩表現、ICT 機器の活用等により、思考やイメージを可視化する活動を取り入れている。
- 自分の考えがもてるように、個人で考える時間や記述する活動を意識して授業に取り入れている。
- 自分の考えを相手に伝えたり、説明したりする活動を授業の中に意識的に取り入れている。
- 知識・理解の定着を主なねらいにした場面と、児童生徒が主体的に問題解決を行う場面とのバランスを意識して授業を組み立てている。
- 【☞ポイント】児童生徒の実験結果が出ていないのに考察が行われることがないようにしましょう。
理科の学習では、結果やデータを基にした話し合い活動が行われる中で言語活動の充実が図られ、科学的な思考力・表現力が育まれます。

- 【☞ポイント】問題解決とは、満たされない状態が満たされた状態になることだと言えます。思考するのは問題が生じ解決しなければならなくなったときです。主体的に問題解決に向かおうとする場面をいかにつくるかがポイントとなります。思考力は主体的に取り組む過程で育つものです。

【ポイント】「県学力調査」の結果から、中学校では、計算によって物理量等や割合を求めることに課題が見られます。イメージをともなって計算の意味が理解できるようにし、それを使わざるを得ない、使いたくなるような活動を積極的に取り入れることが大切です。

重点2 実際の自然や生活と関連付ける！

～体験を通して学習内容と実際の自然，日常生活，社会とを関連付け，科学を学ぶ意義や有用性を実感させる～

- 地域の自然素材について積極的に情報収集し，教材として授業に活用している。
- 持続可能な開発のための教育（ESD）や環境教育，防災教育の観点を意識して授業に取り入れている。
- 学習している内容が，日常生活や社会の中でどのように利用されているのかに気付かせる学習活動を設定している。
- 学習した内容が，実生活で適切な判断を行っていくための有効な材料や方法となることに気付かせる学習活動を設定している。
- 学習した内容を，児童生徒自身が日常生活の中で活用していく学習活動を設定している。
- 学習した内容を，実際の自然に当てはめて考える学習を意識して設定している。
- 身近な自然を対象にした体験的な活動を授業に取り入れている。
- 原理や法則の理解などを目的としたものづくりを授業に取り入れている。
- 学習した内容を野外で確認し，野外での発見や気付きを学習に生かす自然観察を授業に取り入れている。
- 天気や季節の変化の観察，天体観測等などについては，授業時間だけではなく日常的に行っている。

【ポイント】情報過多の時代，児童生徒は言葉や名前を知っていても，実物を見たり触れたりしたことのある経験は多いとは言えません。実体験を通して実感を伴った理解につなげることが大切です。

【ポイント】既習内容や今後学習する内容を学年間はもちろん，小学校・中学校相互で理解したうえで指導することによって児童生徒の理解も深まります。お互いの授業を参観したり情報交換したりする機会をもつことも有効です。

重点3 一人一人に観察・実験の機会を！

～観察・実験器具を児童生徒一人一人に使用させたり，繰り返し操作させたりする機会を増やし，その機能を理解させることによって，技能の習得を図る～

- 観察・実験を一人一人が行うような場面をできるだけ設定している。
- 観察・実験のとき，見ているだけ，記録しているだけの児童生徒がいないように，実験方法や分担を工夫している。
- 観察・実験器具を初めて扱う学年だけでなく，繰り返し操作する機会を設定している。
- 観察・実験器具の名称を覚えさせるだけでなく，しくみや操作の意味もあわせて理解させるようにしている。
- 実験のときは，複数のデータから判断したり，目盛りを正しく読んだりするように指示している。
- 観察・実験の技能定着を図るため，児童生徒どうしが相互に操作方法を確認しあう場面を設定している。
- 観察・実験に使用する器具が不足しないよう充足を図っている。
- 理科室等の備品が老朽化していないか常に点検し，環境を整備している。

【ポイント】器具の操作については，手順の理解だけでなく，操作の意味について考えられるよう指導することが大切です。

○小学校理科教育講座	平成 30 年 7 月 4 日（水）5 日（木）	島根大学教育学部附属小学校・島根県教育センター
○中学校理科教育講座	平成 30 年 10 月 12 日（金）	島根県教育センター
○高等学校理科教育物理講座	平成 30 年 9 月 7 日（金）	島根県教育センター
○高等学校理科教育生物講座	平成 30 年 9 月 14 日（金）	島根県教育センター
◇科学の甲子園ジュニア 1 次予選	平成 30 年 7 月 28 日（土）予定	未定
◇科学の甲子園ジュニア 2 次予選	平成 30 年 8 月 18 日（土）予定	未定

生 活

重点１ 適切な指導計画を立てる！ ～児童の思いや願いを実現させる学習とするために～

- 児童の生活体験、興味・関心、自信をもっていること、その単元でやってみたいことを把握している。
- 学校や地域の特色を生かした体験や活動を取り入れている。
- 地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所（公共施設や自然）と直接かかわる体験や、交流する活動を取り入れている。
- 動物と植物の双方を２学年にわたって継続的に育て、生命に関する学習活動が充実するように計画を立てている。
- 保護者や地域の人々の理解と協力を得ながら、安全に関する学習活動が一層充実するように計画を立てている。
- 国語科や図画工作科、音楽科等、他教科等との関連を図っている。
- 学校や地域の特色や児童の実態に応じて、２年間を見通した指導計画（評価計画を含む）を作成している。

重点２ 児童の気づきの質を高める！ ～児童の充実感、達成感、自信を保障するために～

- 体験活動（見る、聞く、触れる、作る、探す、育てる、遊ぶなど）と表現活動（言葉や絵、動作、劇化、音楽など）を相互に関連させながら指導している。
- 一人一人の気づきを全員で共有し、伝え合い交流する場を設定している。
- 児童の多様な見方や考え方を生かし、それぞれの気づきの違いや共通点を見出す活動を取り入れている。
- 身近な人々、社会、自然と繰り返しかわったり、試行錯誤して何度も挑戦したりできる場を設定している。

重点３ 評価を工夫する！ ～児童の主体性を育て、教師の指導改善に生かすために～

【評価の工夫 ３つのポイント】

- 「何を（評価規準）」「いつ（評価場面）」「どのように（評価方法）」 評価するかを明確にする
- 学習状況を見取るため、各時間の目標や評価規準、評価規準に対する児童の具体的な姿を明確にしている。
- 児童の学習状況を評価し、思いや願い、気づきをさらに広げ、深めるような言葉かけや学習環境の再構成などの具体的支援を行っている。
- 単元全体における児童の活動の様子等を分析・評価し、指導計画の改善に生かしている。
- 様々な立場からの評価方法を工夫している。
 - ・教師の行動観察や作品・発言分析
 - ・児童の自己評価や相互評価
 - ・ゲストティーチャーや学習サポーター、家庭・地域の人々からの情報

重点４ スタートカリキュラムを見直す！

～児童が主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくために～

- 「スタートカリキュラム スタートブック*¹」及び「～幼稚園・保育所等と連携し、学校全体で創る～「スタートカリキュラム」編成・実施のために*²」をもとに、自校のスタートカリキュラムを編成している。
- 幼児教育との接続の観点から、第１学年入学当初においては、生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をしている。（※教育課程実施上の重点事項 重点 10（P 4）も参照のこと）

[スタートカリキュラム編成の参考となる資料]

* 1 スタートカリキュラム スタートブック

（文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 平成 27 年 1 月）

* 2 ～幼稚園・保育所等と連携し、学校全体で創る～「スタートカリキュラム」編成・実施のために
（島根県教育委員会 平成 27 年 11 月）



音 楽

重点１ 「共通事項」を支えとして、音楽表現や鑑賞の指導を充実する。

- ☐ 取り扱う「共通事項」について、指導内容を楽曲の中で具体的に捉えている。
- ☐ 聴き取ったこと（音楽的な特徴）、感じ取ったことの両方を大切に、相互に関連を図るようにしている。
- ☐ 表現領域ではどのように表すかについて思いや意図に結びつくように、鑑賞領域では楽曲の特徴や演奏のよさなどを考えて聴くことに結びつくように「共通事項」を扱っている。
- ☐ 各題材で指導する「共通事項」はアのみに偏らず、アとの関連を図りながらイを扱っている。
- ☐ 「共通事項」アの内容が、評価の観点「音楽表現の創意工夫」「鑑賞の能力」に位置付けられている。
- ☐ 楽曲の「部分」を捉えて学習を進めた場合でも、最後は「全体」と「部分」の往還を図り、楽曲全体を見通した指導をしている。
- ☐ 必要に応じて楽譜を見て、児童生徒が音楽的な特徴を捉えることができるようにしている。
- ☐ 表現及び鑑賞の各活動の関連を図った題材では、複数の活動や教材を「共通事項」によって関連付けている。

重点２ 言語活動を適切に取り入れる。協働的な学習を充実する。

- ☐ 音楽表現や鑑賞の活動と、言葉で表すこと（体で表すこと、絵や図で表すこと）との往還が図られている。（言葉で表すことや話し合うことが目的とならないようにする）
- ☐ 児童生徒の音楽表現や鑑賞を高めるように、協働的な学習を取り入れている。
- ☐ 学習活動が深まるよう、個、ペア、グループ等の学習形態を組み合わせている。

重点３ 指導の見通しをもつ。状況に応じた適切な指導を行う。

- ☐ 観点別評価を行う際、「音楽表現」「発言」「ワークシートの記述」などにおいて、ねらいを達成し質的に高まった児童生徒の姿を具体的にイメージしている。
- ☐ 学習過程や学習結果としての表現（音楽表現・言語等による表現）に対して、教師が適切に対応している。（同調、確認、強化、焦点化、意味づけ、価値付け、例示、指示など）
- ☐ 表現領域の指導では、「音楽への関心・意欲・態度」を大切にしながら「音楽表現の創意工夫」「音楽表現の技能」に係る力を相互に関連させて伸ばすようにしている。

重点４ 音楽づくり（小）創作（中）の指導を充実する。

- ☐ 指導事項アと指導事項イの関連が図られている。
- ☐ 即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験をしている。
- ☐ 音楽づくり・創作においては、音の素材や音楽を特徴付けている要素、音楽の仕組みなど、適切でわかりやすい音楽的な約束事を設定している。
- ☐ 子どもの音楽表現に対して、創造性を発展させるための適切な働きかけを行っている。（価値付け、具体的なアドバイス、共有する、鑑賞との関連を図るなど）

その他

- ☐ 国歌「君が代」、島根県民の歌「薄紫の山脈」について、小・中学校のいずれの学年においても、児童生徒の発達の段階を考慮しながら指導の充実を図っている。
- ☐ 教材については、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうたや民謡などを、地域や学校、児童生徒の実態を考慮して取り入れている。
- ☐ 楽器の点検、メンテナンスを定期的に行っている。
- ☐ 著作権法の例外措置を正しく理解するとともに、必要に応じて知的財産権について指導している。

○小学校音楽科教育講座	8月22日（水）浜田教育センター
○中・高等学校音楽科教育講座	7月4日（水）5日（木）島根県教育センター
○中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科教育研修	5月30日（水）浜田教育センター
○中四国音楽教育研究大会	11月22日（木）島根県松江市
○全日本音楽教育研究大会総合大会（小中学校部会）	11月8日（木）9日（金）和歌山県和歌山市
（高等学校部会）	11月1日（木）2日（金）和歌山県宇都宮市

技術・家庭〔技術分野〕

重点１ 新学習指導要領について理解を深め、移行に向けて実践を重ねる。

【ポイント１】平成 31 年度入学の中学 1 年生が 3 年生になる時に新学習指導要領による全面实施となります。だからこそ今年度から新学習指導要領実施に向けた実践を始めましょう！

- 新学習指導要領について、島根県内・外で行われる説明会や研修に積極的に参加している。
- 新学習指導要領について、以下の基本的な点を理解している。
 - ・「技術分野の目標」と「技術の見方・考え方」について。
 - ・内容が「A 材料と加工の技術」「B 生物育成の技術」「C エネルギー変換の技術」「D 情報の技術」の四つに整理され、学年が上がるにつれて既存の技術を評価、選択、管理・運用することで解決することができる問題から、改良、応用しなければ解決できない問題へと段階を経ていくことによって、よりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力を育成していくことについて。
 - ・第 3 学年で取り扱う内容では、これまでの学習を踏まえた統合的な問題を扱うことについて。
 - ・解説 P23「技術分野の学習過程と、各内容の三つの要素および項目の関係」（表）について。
 - ・作業に応じて防護眼鏡やマスクなどの着用や作業後のうがい・手洗いをするように指導するなど、改めて安全・衛生に十分配慮し、緊急時の対応についても確認、指導することについて。
- 内容「D 情報の技術」においては、小学校段階における今後のプログラミング教育の在り方を注視し、連続性のある指導となるよう配慮する。

重点２ 教科の目標の実現を目指し、中学校 3 学年間を見通した学習を展開する。

【ポイント２】3 年間の内容配列は、学校に任せられています！だからこそ各内容における育てる姿を明確にする必要があります！

- 現行の全内容「A 材料と加工に関する技術」「B エネルギー変換に関する技術」「C 生物育成に関する技術」「D 情報に関する技術」において、系統的に『進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる』ことを具体化したうえで、内容を配列している。
- 生徒の実態や他教科等との関連を明確にし、学習内容に合わせて、系統的・発展的に題材設定が行われている。
- 題材目標を決定したうえで、題材の指導計画、評価規準を作成している。

重点３ 実践的・体験的な学習活動、問題解決的な学習、ICT 活用を計画的に取り入れる。

【ポイント３】実践的・体験的な学習活動を効果的に取り入れ、学びの意義を感じる学習が重要です！

- 問題解決能力を育成するために、生徒が自ら課題を見付け、習得した知識・技能を活用し、解決のための方策を探るなどの学習を繰り返し行っている。
- 生活における課題を解決するために、言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、工夫したりするなどの学習活動を行っている。
- 設計者の意図を読み取り、自らの考えを広げ深められるよう、既製品の分解等の実践的・体験的な学習活動を行っている。

重点４ 技術を適切に評価し活用する能力と態度を大切にする。

【ポイント４】各内容における設計・計画場面、最終場面が重要です！

- 各内容の指導順序を工夫し、それぞれの内容において、評価し活用する側面（社会的、環境的、経済的側面）から検討している。
- 各内容の「ものづくりの設計・栽培計画」「最終段階における技術の評価・活用」を意図的・計画的に構成している。

○中学校技術教育講座

平成 30 年 8 月 23 日（木）島根県教育センター

○中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科教育講座 平成 30 年 5 月 25 日（金）浜田教育センター

家庭，技術・家庭〔家庭分野〕

重点１ 新学習指導要領について理解を深め，移行に向けて計画・実践をする。

【ポイント１】平成 31 年度の（小）5 年生及び（中）1 年生は卒業学年時に新学習指導要領による全面实施になります。だからこそ今年度から新学習指導要領実施に向けた計画・実践を始めましょう！

- 新学習指導要領に関する島根県内・外での説明会や研修に積極的に参加している。
- 新学習指導要領実施に向けて以下の基本的な点を理解している。
 - ・「家庭科の目標」及び「生活の営みに係る見方・考え方」について。
 - ・内容が，「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」「C 消費生活・環境」の三つに整理され，生活の中から問題を見だし，課題を設定し，解決方法を検討し，計画，実践，評価・改善するという一連の学習過程を重視し，この過程を踏まえて資質・能力を育成することについて。
 - ・「生活についての課題と実践」の項目について。（小）新設，（中）これまでとは扱いが変わっています。指導計画の作成と内容の取扱いに配慮が必要です。
 - ・（小）調理及び製作において，一部題材指定があることについて。

重点２ 教科の目標の実現を目指し，（小）2 学年間，（中）3 学年間を見通した学習を展開する。

【ポイント２】題材配列及び内容配列は，学校に任せられています！だからこそ各内容における育てる姿を明確にする必要があります！

- 題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行っている。
- 児童生徒の実態や取り巻く環境（家庭，学校，地域など）を把握し，日常生活や社会とのつながりを重視し，内容相互の関連を図って題材を設定している。
- 小中の接続（小学校の場合），又は小中及び中高の接続（中学校の場合）を意識し，それぞれの校種の内容を理解している。

重点３ 実践的・体験的な学習活動，問題解決的な学習，ICT 活用を計画的に取り入れる。

【ポイント４】実践的・体験的な学習活動を効果的に取り入れ，学びの意義を感じる学習が重要です！

- 実践的・体験的な学習活動により，驚きや感動を味わせたうえで，「なぜ，そのようにするのか」「どういう意味があるのか」などを考えさせ，応用可能な知識・技能が身に付くようにしている。
- 問題解決能力を育成するために，児童生徒が自ら課題を見付け，習得した知識・技術を活用し，解決のための方策を探るなどの学習を繰り返し行っている。
- 実習等の結果を整理し考察する学習活動，生活における課題を解決するために言葉や図表（献立表や実習計画表等），衣食住に関する概念を用いて考えたり説明したりする学習活動を行っている。
- ICT の活用，実物標本等，科学的に理解するための指導，学習の見通しを持たせる指導，個に応じた指導，協働的な学びを推進するための指導において，教材の充実を図っている。

重点４ 児童生徒の学習状況を把握し，授業改善に生かすことのできる評価を行う。

【ポイント３】観点の趣旨を理解し，目標，評価規準，評価場面・評価方法を検討します。

- 「家庭生活への関心・意欲・態度」（小）「生活や技術への関心・意欲・態度」（中）については，ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況にあるかどうかを評価している。
- 「生活を創意工夫する能力」（小）「生活を工夫し創造する能力」（中）については，課題の解決を目指して考え，自分なりに工夫する過程を含めて評価している。
- 児童生徒が考えたり工夫したりした過程を，図や言葉でまとめる計画表や実習記録表，ワークシートなどの記述内容等から評価している。

○小学校家庭科教育講座	平成 30 年 9 月 14 日（金）浜田教育センター
○中・高等学校家庭科教育講座	平成 30 年 9 月 21 日（金）浜田教育センター
○中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科教育研修（家庭）	平成 30 年 5 月 23 日（水）浜田教育センター

図画工作 ・ 美術

今年度から、新学習指導要領への移行期間です。新学習指導要領を意識して、「生活や社会の中の造形（小学校：形や色など、中学校：美術や美術文化）と豊かに関わる資質・能力」の育成を目指しましょう。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点をもって授業改善を行きましょう。

重点１：「主体的な学び」となる工夫を

- ☐ 子ども一人一人が、自分の資質・能力を十分に働かせることのできる学習活動になっている。
- ☐ 子どもが、その時間の見通しをもって授業に臨んでいる。（今日は「アイディアスケッチ」「色塗り」ではなく、「表したいことを見付ける」「表し方を工夫する」など資質・能力での見通しをもつ）
- ☐ 子どもが、自分の学びや変容を自覚できる振り返りの場面を設定している。（造形的な創造活動における自分の成長のよさ、可能性などに気づき、次の学習につなげられるようにする）

【👉ポイント】表したいこと、表し方、材料など全て教員が決めている授業や、教員の指示が多すぎる授業では主体的な学びにはなりません。

重点２：「対話的な学び」となる工夫を

- ☐ 対話によって、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を設定している。
- ☐ 鑑賞の場面で感じたことや思ったことを話し合ったり、発想や構想をする場面で考えたことを伝え合ったりするような言語活動を充実させている。
- ☐ 教員との対話、子ども同士の対話、保護者や地域の方との交流など、様々な形での対話の場面を設定している。

【👉ポイント】子どもの資質・能力育成のための対話であり、話し合うことが目的ではありません。

重点３：「深い学び」となる工夫を

- ☐ 子ども自身が、感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだす「造形的な見方・考え方」を働かせる場面が、表現や鑑賞の活動の中に設定されている。
- ☐ 子どもが考え学ぶ場面と、教員が教える場面を検討して設定している。

【👉ポイント】子どもが自分で考えることで身に付けることができる内容にもかかわらず、教員が先回りして教えてしまうと、深い学びにはなりません。

「主体的・対話的で深い学び」は、これまでの取り組みを全て否定するようなものではありません。これまでも図工・美術では、子どもの資質・能力を育成するために、このような視点をもった授業がなされてきたはずです。その視点を明確にし、さらなる授業改善を図っていきましょう。また、毎時間の授業が「主体的・対話的で深い学び」である必要はありません。例えば、確実に技能を習得するために繰り返して練習するような時間も、ときにはあってもかまいません。

○小学校図画工作科教育講座	7月26日（木）	浜田教育センター
○中・高等学校美術科教育講座	6月14日（木）	浜田教育センター
○中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科教育研修【美術】非常勤…	5月23日（水）	浜田教育センター
免許外…	5月24日（木）	浜田教育センター
○第32回島根県造形教育研究大会（隠岐大会）	10月19日（金）	西郷小学校・西郷中学校

体育・保健体育

重点１ 「知・徳・体」すべてをバランスよく育む教科であり、その特性やよさを十分発揮した主体的・対話的で深い学びを実践する！（運動領域・体育分野）

- 各学年の目標を達成するために必要な年間授業時間数や、１単位時間の中で十分な運動量を確保している。
- 各単元の目標や本時における指導内容を教師が明確にもち、児童生徒へ学習の見通しや授業のゴールイメージをもたせるようにしている。
- 毎時間、授業の導入で分かりやすくめあてを示したり、めあてに沿った学習の振り返りを取り入れたりしている。
- 各校の実態に応じて重点単元や運動を決め、全ての児童生徒に「できる」ことを保証し、運動する楽しさ・喜びを味わわせている。
- 運動を苦手と感じている児童生徒や、運動に意欲的に取り組めない児童生徒への指導を工夫するとともに、障がいのある児童生徒などへの学習参加の手立てについて配慮している。
- コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行う場面設定に留意している。
- コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を有効に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫している。
- 健康・安全面に配慮した指導を行うようにしている。特に、中学校における武道については、生徒の実態にあった段階的な指導に取り組んでいる。
- 【➡ポイント】授業が「楽しい」ことが基本であり、「楽しいからまたやりたい」「もっとやりたい」「友達と関わりたい」という意欲を高め、運動嫌いにしない指導を工夫し体力向上につなげることが大切です。

重点２ 健康に関する基礎的な知識や技能を活用したり、自他の生活と比較、関連付けたりして児童生徒が主体的に健康管理や生活行動の改善などに取り組む能力を育てる！（保健領域・保健分野）

- 保健の内容に興味・関心をもてる生活場面から課題を見つけ、その解決を図っていく発問や学習形態、教材等を工夫している。
- 習得した知識や技能を活用し、思考・判断したことを言葉や文章などで表したり、他者に理由を添えて伝えたりする学習過程を工夫している。
- 運動領域・体育分野との一層の関連を図り、児童生徒が運動と健康が密接に関連していることについて具体的な考えをもてるように指導を工夫している。
- 実験や実習等体験活動の効果的な実施をはじめ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭などの専門性を有する教職員や関係機関との連携を図った学習を展開することにより、個々の課題解決を支援するよう心がけている。
- 児童生徒が、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報に対し、電子メディアとの関わり方を意識し、正しく判断して適切に行動選択できるよう指導している。
- 【➡ポイント】個人及び社会生活における課題や情報を、健康・安全に関する原則や概念に着目し、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けることが大切です。

重点３ 年間指導計画や日々の授業をPDCAサイクルに基づき継続的に改善している！

- 体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を受け、年間指導計画や体力向上推進計画などの見直しをしている。
- ねらいに沿った評価規準を設定し、単元計画に評価計画を位置付けている。
(学年間のまとまりや系統性をふまえた単元計画を立てる。)
- 文部科学省や県教委が配布している各種資料を活用するとともに、多様な評価方法を用いて授業実践を評価し、指導の改善に役立てている。
- 運動を通して「する、みる、支える、知る」のスポーツとの多様な関わり方について、具体的な体験を伴う学習を取り入れるとともに、体育・健康に関する指導を学校の教育活動全体を通じて適切に行っている。
- 【➡ポイント】生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現していく観点から、家庭や地域と連携し、授業が運動の日常化につながるよう指導や環境を工夫していることが大切です。

○中・高等学校体育実技研修	平成30年 6月28日(木)、29日(金)	島根県教育センター、島根県立武道館、松江市総合体育館
○小学校体育実技研修	平成30年 7月31日(火)、8月1日(水)	浜田市立三隅小学校
○中学校体育教員武道・ダンス研修	平成30年 9月20日(木)、21日(金)	島根県立武道館他(東部)
	平成30年 10月18日(木)、19日(金)	島根県立石見武道館他(西部)

外国語活動

「小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引－Q&A－移行措置編」を参照して、未学習が起こらないように注意する。

重点 1 校内における指導体制の充実を図る！

- 授業者は、指導計画に基づき、英語話者のモデルとしてのALT、日本人外部指導者、中学校英語教員等と協力して指導している。
- 授業者は、学習者のモデルとして、積極的に英語を用いて授業を進めるとともに、英語力向上に努めている。
- 外国語活動の授業を互いに見合ったり授業公開を伴う校内研修を実施したりしている。

【👉ポイント】校内全体で外国語教育を推進するためには、すべての教員が外国語の授業イメージを共有することが大切です。

重点 2 単元及び授業の終末における目指す児童の姿を明確にし、必然性のある言語活動を設定する！

- 「言語や文化に関する気付き」→「外国語への慣れ親しみ」→「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」と、ねらいがゆるやかに発展するよう単元を設定し、1時間1時間の授業を組み立てている。
- 外国語に慣れ親しむ活動では、チャンツや歌などの楽しみながらできる活動に加え、聞く・話す必然性のある活動を取り入れ、児童が自ら考え選択する場面を設定している。
- 単元末では、相手意識や目的意識のある言語活動を設定し、外国語を使ってコミュニケーションを図ることの大切さや楽しさを体験できる活動を設定している。

【👉ポイント】児童は、伝えたい、知りたいという気持ちを抱きながら、英語で伝え合ったり、聞き合ったりする体験の積み重ねを経て、言葉を通して人と関わる力を身に付けていきます。

重点 3 生涯にわたる様々な場面において、外国語でコミュニケーションを図ることができる力を身に付けるために小・中の学びを円滑に接続させる！

- 新学習指導要領における外国語活動及び外国語の目標と内容について理解している。
- 「情報交換」「授業交流」「カリキュラム連携」の3つの視点で中学校との連携を進めている。
- 市郡町教育研究会等の機会に、小学校外国語活動担当教員と中学校外国語担当教員で情報交換を行う等、校区や地域の外国語教育を組織的に推進しようとしている。

【👉ポイント】新学習指導要領の「英語を使って何ができるようになるか」という観点を踏まえ、今後、小・中・高を通じた学習到達目標の設定が求められます。小学校においては中学校英語科の学びも意識した上で、小学校段階における外国語活動の授業を実施することが大切です。

- グローバル化に対応した外国語教育研修 平成30年8月20日（月）～22日（水）島根県教育センター
※受講対象は希望者です。
※本研修は平成31年度の実施（会場：浜田教育センター）をもって終了予定です。

- 小学校外国語教育を推進するに当たり、次の資料が参考になります。
 - ※島根県教育委員会作成資料（しまねの教育情報 Web[エイオス]に掲載）
 - ・小学校外国語教育Q&A（教師向け）
 - ・外国語活動 年間指導計画（参考例）〈第5・6学年用、第3・4学年用、複式学級用〉
 - ・小学校外国語科・外国語活動における35単位時間確保の時間割例
 - ※文部科学省ホームページに外国語教育関連資料が各種掲載されています。

外国語（英語）

重点１ 「英語を使って何ができるようになるか」を明確にする！

- 「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標をもとに、単元を通して付けたい力を明確にし、単元ゴールの生徒の姿をイメージして１時間１時間の授業を組み立てている。（スモールステップを踏まえた指導）
- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の５領域を総合的に育成するための指導と評価を行っている。
- 単元の学習を通して身に付けた知識・技能を用いて、実際に英語を使うことができるかを評価するため、暗記した英文が言えるかをテストするのではなく、授業で行った言語活動と同程度の初出の英文等を用いたパフォーマンステストを実施している。

【👉ポイント】「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標を活用し、生徒の実態等を踏まえながら適宜、指導計画や指導内容、指導方法を見直すことが大切です。

重点２ 必然性のある領域統合型の言語活動を設定する！

（「今後の指導のポイント」に具体的な内容を載せています。）

- 生徒が伝えたい、聞きたい、知りたいと感じる内容や場面を設定し、情報を伝え合う際の目的意識や相手意識のある言語活動を行っている。
- 聞いたり読んだりした内容について、自分の考えや気持ち、意見や感想を話したり書いたりして伝え合う領域統合型（複数の領域を統合した）の言語活動を行っている。
- 語彙や文構造はコミュニケーションを支えるものとしてとらえ、パターン練習に加え、必然性のある言語活動を通して活用しながら定着を図っている。

【👉ポイント】生徒が英語に触れたり使ったりする機会を増やすために、授業を英語で行うことを基本とし、英語によるインタラクション（やり取り）を充実させ、授業を実際のコミュニケーションの場面とすることが大切です。

重点３ 生涯にわたる様々な場面において、外国語でコミュニケーションを図ることができる力を身に付けるために小・中・高の学びを円滑に接続させる！

- 小学校新学習指導要領における外国語活動及び外国語の目標と内容を理解している。
- 小学校外国語活動で慣れ親しんだ教材や活動を授業に取り入れ、指導法の継続性や学習内容の系統性をもたせながら、学習内容を発展させている。
- 市郡町教育研究会等の機会に、小学校外国語活動担当者を含め情報交換を行う等、校区や地域の外国語教育を組織的に推進している。
- 校区の各学校（異校種を含む）に対し、積極的に連携を働きかけ、年間指導計画や「CAN-DO リスト」の形で学習到達目標の交換等を行い、各校の取組状況について、定期的に情報交換を行っている。

【👉ポイント】新学習指導要領の「英語を使って何ができるようになるか」という観点を踏まえ、今後、小・中・高を通じた学習到達目標の設定が求められます。中学校教員は連携の要であり、意識して校区の小学校や地域の高等学校に働きかけていくことが大切です。

○グローバル化に対応した外国語教育研修 平成30年8月20日（月）～22日（水）島根県教育センター
※受講対象

- ・公立中学校及び特別支援学校中学部の英語科担当教諭のうち、平成27～29年度の本研修の未受講者。
- ・公立中学校及び特別支援学校中学部の英語科担当の講師のうち、希望者。

※本研修は平成31年度の実施（会場：浜田教育センター）をもって終了予定です。

道 徳

※平成 27 年 3 月に学習指導要領が一部改正され、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）を新たな枠組みとして教科化し、小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31 年度から全面実施することとなります。そのことを踏まえて、小学校ではこれまでに各校で教科化に向けて準備されてきたことを今一度確認する必要があります。中学校では改正の趣旨に照らして自校の道徳教育を点検・評価し、全面実施に備える必要があります。下記の重点を踏まえ道徳教育の充実を図りましょう。

重点 1 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進

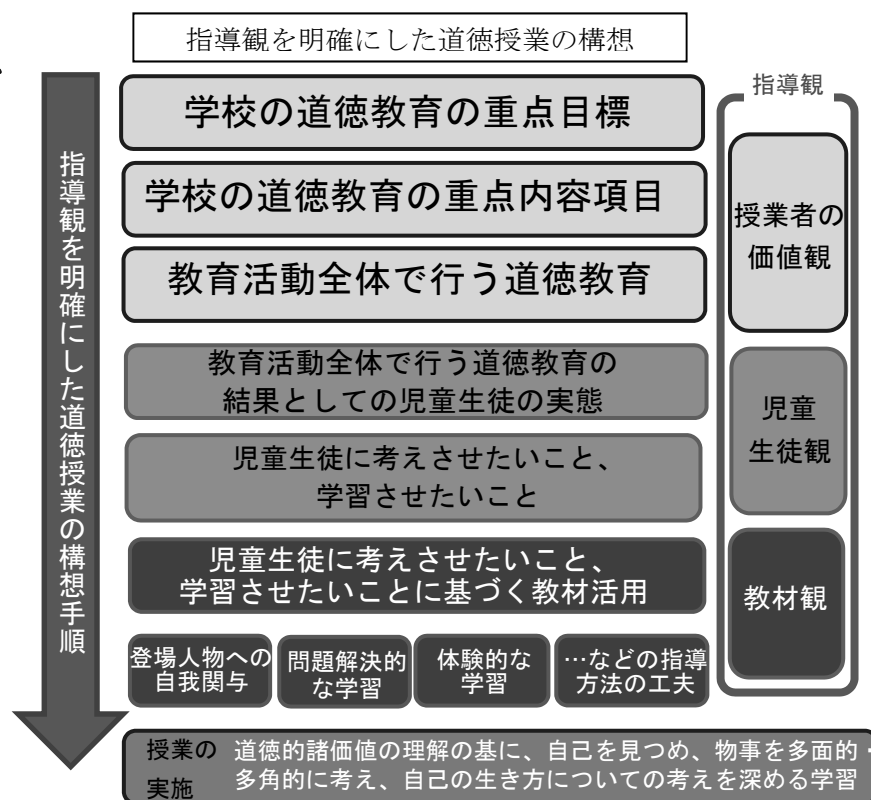
- 全教職員による共通理解が図られるよう、校長の方針（道徳教育の重点目標、重点内容項目、基本的な方針等）が明確に示されている。
- 道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っている。
- 道徳教育の全体計画に、各教科等における道徳教育の指導方針や概要、学校や地域の特色を生かした教育活動・体験活動における道徳性育成の方針が記載されている。
- 各教科等における道徳教育の内容及び時期を示した全体計画別葉を作成し、それに基づいた指導を行っている。
- 道徳教育の全体計画（別葉を含む）、道徳科・道徳の時間の年間指導計画等の見直しを適宜行っている。

重点 2 「考え、議論する道徳」に向けた授業改善

これまでの道徳授業では、多くの学校で素晴らしい実践が見られた一方、読み物教材の登場人物の心情理解に終始した授業や、児童生徒に望ましいと思われることを言わせたり書かせたりするいわゆる価値観の押しつけのような授業も見られたことが中央教育審議会答申で指摘されています。これからは、児童生徒の発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題について、一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う授業を展開していかなければなりません。

○指導観を明確にした授業構想

- ねらいとする内容項目に関する児童生徒の実態と教師の願いをもとに授業を構想している。
- 児童生徒の心に響く道徳科・道徳の時間となるよう教科書・副読本を中心に魅力的な教材の開発や活用に努めている。
- 分かったつもりの道徳的価値を再認識するだけではなく、「なぜそれが大切なのか」、「それを大切にすることによって、自分たちの生活はどうなるのか」等について、話し合いを通して改めて気づき、本当の意味で道徳的諸価値の理解を基に自分自身のよりよい生き方に照らし合わせて考える授業となっている。



文部科学省教科調査官作成（一部変更）

○道徳科の多様な展開

□児童生徒の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、以下の例のような、多様な指導方法を適切に取り入れている。

【登場人物への自我関与を中心とした学習】

児童生徒を教材中の登場人物になりきらせて、ねらいとする道徳的価値に関する自分の価値観に基づく心情や判断を、登場人物に託して語らせる意図で教材を活用した学習。

【問題解決的な学習】

児童生徒が自分の体験やそれに伴う考え方や感じ方を基に自分なりの考えをもち、友達との話し合いを通して道徳的価値のよさや難しさを確かめ、自分にとっての答えを導き出す学習。道徳科における問題とは、単なる日常生活の諸事象ではなく、道徳的価値に根差した問題である。

【道徳的行為に関する体験的な学習】

実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど、具体的な道徳的行為をした上で礼儀のよさや作法の難しさなどを考える学習や、読み物教材の登場人物等の言動を即興的に演じて考える役割演技などの学習を取り入れ、体験や活動を通じて道徳的価値を実現することのよさや難しさを考えられるようにする学習。

重点 3 道徳科における指導と評価の一体化

道徳科の評価は、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めるためのものです。道徳科において児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を的確に把握するためには、授業者が児童生徒に考えさせたいこと、学ばせたいことを明確にして指導することが大切です。つまり、学習指導過程における指導と評価を一体的に捉えることが重要です。上記の「指導観を明確にした授業構想」と重なる部分も多いですが、以下の手順をおさえ、学習指導過程で期待する児童生徒の学習を具体的にイメージし、児童生徒の学びのよさや成長の様子を積極的に把握して伝えていくことが期待されます。

□本時において考えさせることを明確にしている。

例)「親切、思いやり」の価値理解を図るために、親切のよさや温かさを考えさせよう。

□明確な指導観に基づいて、本時の授業をどのように展開するのか指導の意図を明らかにしている。

例)登場人物に自我関与して、親切にされたときの思いを基に親切のよさを考えさせよう。

□授業を実施して児童生徒の学習状況を把握している。

例) Aさんは、登場人物に自我関与して、親切のよさを考えて発言していたな。※学習状況の見取り

「○○○○」の学習でAさんは、親切のよさや温かさを自分事として考えていた。※評価のメモ

Bさんは親切のよさや温かさを自分事として考えることができていなかったな。※学習状況の見取り

□授業改善の視点を明らかにし、具体的な改善を図っている。

例) 次の時間はBさんも自分事として考えられるよう、発問や言葉掛けを工夫しよう。※授業改善の視点

□授業改善を図ってよりよい授業を実践し、学習状況を把握している。

例)今日は、Bさんは道徳的価値を、登場人物と自分を重ねて考えることができた。また、前時との学習を比べてみると、次のような成長の様子を把握することができた。※学習状況の見取り

道徳的価値を自分との関わりで多面的に考えることができるようになった。

※道徳性に係る成長の様子の見取り

前文部科学省教科調査官赤堀教授著書『「特別の教科 道徳」で大切なこと』(東洋館出版社) 参照

平成 30 年度小・中学校道徳教育研修

隠岐管内	10/23 (火) 午前	隠岐合同庁舎
松江管内	10/30 (火) 午後	島根県教育センター
浜田管内	10/30 (火) 午後	浜田教育センター
出雲管内	10/31 (水) 午後	出雲合同庁舎
益田管内	10/31 (水) 午後	益田合同庁舎

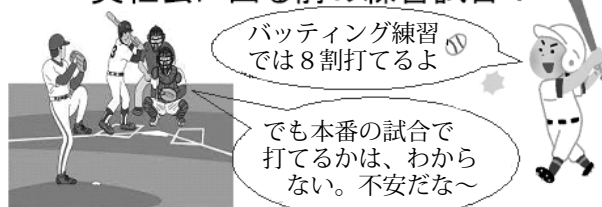
総合的な学習の時間

「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」では、今年度からの移行期間中の教育課程について、「～総合的な学習の時間及び特別活動については新小学校（中学校）学習指導要領によることとしたこと（ただし、総合的な学習の時間においては、新小学校学習指導要領第5章第3の3（9）の後段の部分を除く。）」と示されました。「学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」第1章総説に示された改訂の要点1～3を踏まえ、各校でこれまでの実践を振り返り、目標の改善、学習内容、学習指導の改善・充実に取り組みましょう。

要点1 改訂の基本的な考え

- これまで実施してきた総合的な学習の時間は
- 「探究的な学習の過程（課題の設定⇒情報の収集⇒整理・分析⇒まとめ・表現）」が繰り返される探究的な学習となっていたか。
 - 各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、**実社会・実生活において活用できるもの**にするとともに、各教科を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する時間となっていたか。

総合的な学習の時間は 実社会に出る前の練習試合！

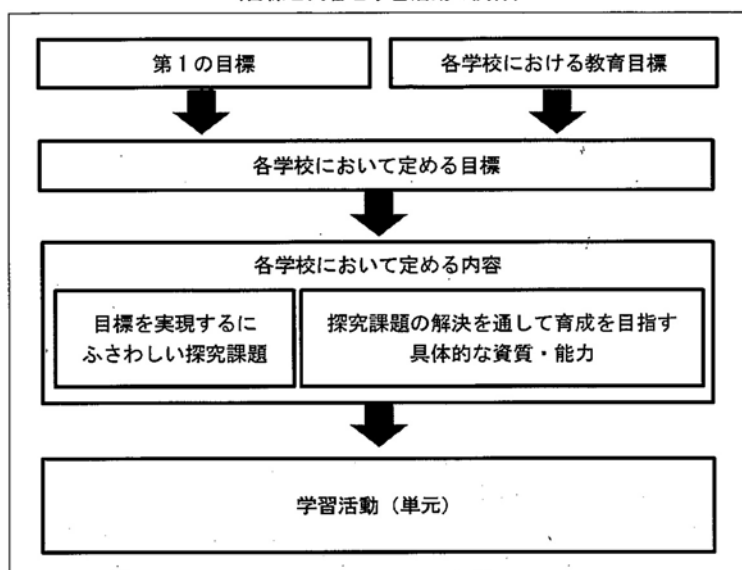


各教科等で付けた力が、社会に出てから使える力になっているかは、使ってみないとわかりません。体験活動等を通して探究課題を見付け、社会に出てから必要な力を自覚した上で、各教科等でその力を付けていくということも考えられます。

要点2 目標の改善

- 各学校で定める総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという「**第1の目標**」を踏まえたものとなっているか。
※「第1の目標」とは、「第2章第1節第1目標」に示される目標です。
- 各学校が定める総合的な学習の時間の目標は、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう「**各学校における教育目標**」を踏まえて設定しているか。

〈目標と内容と学習活動の関係〉



要点3 学習内容、学習指導の改善・充実

- 各学校において定める内容に、総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定しているか。
- 実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう、各教科等で育成する資質・能力を探究的な学習の中で相互に関連付けているか。
- 教科等を越えたすべての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動、コンピュータ等を活用して情報を収集・整理・発信する学習活動が行われているか。
- 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れているか。
- プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付けているか。⇒プログラミング体験については、総合的な学習の時間の中で必ず実施しなくてはならないものではありません。

参考：『小（中）学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』（平成29年6（7）月 文部科学省）

『小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について（通知）』（平成29年7月 文部科学省）

特 別 活 動

重点 学級活動（１）「学級や学校における生活づくりへの参画」を充実させる。

今年度から先行実施になる特別活動では、学級活動（１）を充実させることが求められています。児童生徒が主体的に学級や学校の課題を見だし、解決に向けて話し合い活動を充実させることで、よりよい人間関係を築く力や、協力して集団の生活を充実・向上させようとする態度、当面する課題に主体的に関わろうとする態度、社会に参画する態度や自治的能力などをよりよく育てることができます。



話し合い活動を実践するにあたっては、『本時（話し合い活動）』だけでなく、『問題の発見・確認』・『決めたことの実践』・『振り返り』を含めた一連の活動過程の中で指導の工夫が必要です。

以下は『楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編』、『学級・学校文化を創る特別活動 中学校編』（いずれも国立教育政策研究所教育課程研究センター）を基に、話し合い活動の指導のポイントを活動過程ごとにまとめたものです。自己の指導を振り返り、次の活動や指導に生かしましょう。



<事前の活動（問題の発見・確認）>

- 学級会の前に計画委員会・学級活動委員会等の組織を生かし、適切に議題選定等ができるようにしている。
- 話し合い活動の前に、議題や提案理由、話し合うこと等について全員が共通理解できるようにしている。
- 司会進行（話し合い）のマニュアルを作り、児童生徒主体の話し合いができるようにしている。
- 話し合いに必要な資料（アンケートやワークシート、図表など）を児童生徒と準備している。

【ポイント】児童生徒にとって、学級や学校での生活をよりよくするための必要感・切実感のある議題、学級の児童生徒全員が協力し合って取り組まないと解決できない議題を選定することが大切です。発達の段階に即して、問題を自ら発見することができるよう、日頃からよりよい生活づくりへの問題意識を喚起しておきましょう。

<本時（話し合い活動）>

- 議題や提案理由、話し合うことを確認してから話し合いを始めている。
- 話し合いの流れ（小学校（例）：「出し合う」「くらべ合う」「まとめる（決める）」）を明確にして指導している。
- 互いの意見の違いを尊重したり、よさを生かしたりしながら、折り合いをつけて合意形成を図り、よりよい集団決定ができるようにしている。
- 終末の「先生の話」では、前回の話し合い活動と比べてよかったことや次回の学級会に向けての課題について話したり、司会グループへねぎらいの言葉をかけたりするなどして、実践への意欲を高めている。

【ポイント】「折り合い」とは、合意点を見だし、互いの意見を調整して納得できる考えを創り出すという意味です。相手の意見を尊重し、少数意見にも配慮しつつ、折り合いをつけながら合意形成を図っていくような手立てを工夫しましょう。そのためには、「提案理由が話し合いをまとめるための根拠になっている（何のために話し合うのか。）」、「解決への見通しが共有化されている」ことが大切です。

<事後の活動（決めたことの実践・振り返り）>

- 実践は、決めたことに対して協働的な活動になるようにしている。
- 話し合いで決めた内容を実践できているか確認できるようにしている。
- 実践後、一連の活動を振り返り、互いのよさに気付いたり、次の活動に生かしたりすることができるようにしている。

【ポイント】話し合って決まったことを学級全体で共通理解し、主体的に組織を作ったり、役割分担したりするなど協力し合って実践できるようにしましょう。また、一連の活動を振り返る際には、話し合い活動の提案理由に沿って振り返ることが大切です。

先行実施に伴う変更点（抜粋）

小・中学校の系統性を明らかにするために…

- キャリア教育の視点から、小学校の学級活動に、現行の『（２）日常の生活や学習への適応及び健康安全』から分ける形で『（３）一人一人のキャリア形成と自己実現』を新たに設けた。
- 中学校においても、学級生活の課題を見だし、解決に向けて話し合う活動に取り組むよう、（１）の内容を重視する視点から、学級活動の（２）、（３）の項目を整理した。

※先行実施のため、以上の点から、速やかに年間指導計画等の見直しを行う必要があります。

○特別活動講座 平成 30 年 7 月 6 日（金） 島根県教育センター（予定）

特別支援教育

重点 インクルーシブ教育システム構築の視点をふまえ、特別な支援の必要な児童生徒の自立と社会参加をめざした適切な指導及び必要な支援を行う。

- 1 管理職のリーダーシップのもと、特別支援教育推進のための校内体制の充実を図る。
- 2 児童生徒の障がいの状況や発達の段階を踏まえた適切な教育課程を編成するとともに、一人一人を大切に、安心して過ごせる集団づくりや指導方法を工夫しながらわかる授業づくりを目指す。
- 3 保育所等、小・中・高等学校や特別支援学校、家庭、関係機関との連携を図るとともに、交流及び共同学習を推進し、障がい等についての理解啓発を進めていく。
- 4 特別支援教育に係る知識・技能についての専門性を高める。

〔重点１ 校内体制〕

- 管理職は、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進している。
- 管理職は、合理的配慮の相談窓口を明確にし、申し出に基づいて検討し合意形成が図られるような体制を整備している。
- 校内委員会は実態把握、具体的支援、指導の評価等を検討するシステムとして機能している。
- 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の業務を行っている。
- 担任等は、児童生徒が困っている状況に早めに気づき、校内体制での支援につなげている。

〔重点２ 教育課程・授業づくり〕

- 一人一人の個性や違いを認め合う人間関係づくりや集団づくりの具体的な取組を工夫している。
- 全ての学級において、教室環境の整備、指示や課題提示の工夫、課題解決のための取組等、ユニバーサルデザインの考え方を考慮しながら授業づくりに取り組んでいる。
- 特別な支援の必要な児童生徒に対して、各教科等における学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫をしている。
また、個々に個別の指導計画の作成・活用・評価を行っている。
- 特別支援学級においては、自立活動を取り入れた教育課程を編成し、個別の指導計画に基づき教科等のねらいを明確にした指導を行っている。
- 児童生徒が通級による指導を受ける場合には、担任と通級指導教室担当者との連携を図り、指導の成果を共有している。
- 交流及び共同学習を進める際には、双方のねらいを明確にし、計画的、組織的に進めている。

〔重点３ 保護者・地域・関係機関との連携、理解啓発〕

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画、市町村が作成する「相談支援ファイル」等をもとに前籍校（園）あるいは進学先と適切な引継ぎを行っている。
- 市町村教育委員会や、教育事務所、教育センター、特別支援学校、発達障害者支援センター等の関係機関を活用している。
- 児童生徒の成長・発達に応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら、保護者との合意形成を図り、個別の教育支援計画の作成・活用・評価を行っている。
- 保護者と定期的に情報交換したり、連絡帳等を工夫してきめ細かく連絡をとったりするなど、家庭との連携を図っている。
- 障がいに関わる特性や支援の在り方などについて、本人や保護者の了解のもと理解学習やたより等による情報発信を行うなど、他の児童生徒や保護者、地域へ積極的に理解啓発を行っている。

〔重点４ 教職員の専門性の向上〕

- 教育センターにおける研修や免許法認定講習等を通して、特別支援教育に係る知識・技能についての理解を深めている。
- 特別支援学級担任や通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターは、より専門的な研修を通して専門性の向上を図っている。
- 校内において、関係機関および外部専門家等を招聘し、積極的に研修会を開催している。

人権・同和教育

重点 人権が尊重される環境づくりを基盤に、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図り、児童生徒一人一人の進路保障の取組を推進する。

- 1 人権としての教育（子どもたち一人一人の学びの保障）
- 2 人権を通じての教育（人権が尊重される環境づくり）
- 3 人権についての教育（人権に関する知的理解と人権感覚の育成）

【人権教育の推進にあたって大切にしたいこと】

1 子どもたちの行動の背景を理解する

☐ 「見えにくいものを見ようとする」姿勢で子どもたちに関わっている。

2 一人一人のありのままを受けとめ、自尊感情を育む

☐ 普段から子どもたちの様子をしっかりと観察し、一人一人のありのままを理解し受けとめようとしている。

☐ 子どもたちが個々の役割を果たしていくなかで、達成感や自己有用感を得られるようにしている。

3 安心して学び合い高め合うことのできる集団をつくる

☐ 子どもたちが失敗や間違いも含めて認められ安心できる関係づくりや居場所づくりをしている。

4 お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる

☐ 日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮できる環境づくりをしている。

5 家庭・地域等と連携して、子どもたちの学びを共に支え合う人間関係をつくる

☐ 社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って教育活動を進めている。

☐ 教育活動の方針や具体的な取組の様子を分かりやすく示す「学校活動の見える化」を推進している。

6 人権に関する知識を理解に深めるとともに、人権感覚の育成を図る

☐ 子どもたちに考えさせたり話し合わせたりするなどの能動的な学習を取り入れている。

参考：人権教育指導資料第2集「しまねがめざす人権教育－学校教育編－」

（平成27年3月 島根県教育委員会）

○文部科学省・県指定校発表会 平成30年10月19日（金） 松江市立しんじ幼保園

平成30年11月15日（木） 奥出雲町立横田中学校

平成30年11月2日（金） 海士町立海士小学校

○就学前人権・同和教育講座 平成30年8月29日（水） 出雲合同庁舎

○同和問題学習講座 平成30年9月14日（金） 出雲合同庁舎

☆人権同和教育課ホームページ 研究指定校研究概要，就学資金，人権教育・同和教育指導資料などの情報（<http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkendowakyoiku/>）

キャリア教育

重点 様々な教育活動をキャリア教育の視点で捉え直し、意図的・系統的・体系的につなぎ合わせて、島根の特色を踏まえたキャリア教育を推進する。

＜キャリア教育の定義＞

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

○キャリアとは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ね。

○キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

＜キャリア教育の意義＞

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通して学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

＜しまねのキャリア教育＞

しまねの子ども一人一人の社会的・職業的自立及び地域・社会への貢献意欲をもった人間の育成に向け、将来にわたって必要な基盤となる「生きる力」を発達の段階に応じて、連続的・協働的に育む教育。

【発達の段階に応じた取組の推進】

- 目指す児童生徒像、育てたい能力や態度を、全教職員で共通理解を図り、明確にしている。
- 全体計画や年間指導計画を作成して、教育課程の中に明確に位置付けて指導している。
- 幼保等・小・中・高等学校間の情報交換や交流の場を設定し、児童生徒一人一人に対する継続的・系統的な指導ができるようにしている。
- 保護者、地域の公民館や商工会との意見交換や情報交換の場を設定し、緊密な連携を図りながら、教育支援活動を充実させる。

【学力の育成と関連付けた取組の推進】

- 現在の学びと社会との関わりを意識できるような学習活動を充実させる。
- 学ぶ意義や目的の意識付けによる学習意欲や知的好奇心を高める授業を充実させる。

【社会性の育成と関連付けた取組の推進】

- ボランティア活動や職場体験等を充実させることにより、「地域や社会のためにすすんで貢献しようとする意識を高める」等、望ましい勤労観・職業観の育成を図っている。
- 小学校では職場見学、中学校では職場体験、あるいは先輩や地元の職業人の話を聞くなどの啓発的体験の充実を図っている。
- 職場体験等の体験活動のねらいを明確にして、他の教育活動と関連付けたり、事前・事後の学習の工夫をしたりするなど、系統的・体系的に実施している。

【ふるさと教育と関連付けた取組の推進】

- 地域の「ひと・もの・こと」を活用し、地域の魅力や課題の理解を進めるとともに、ふるさと島根に貢献しようとする心を育てる指導をしている。
- 自己の特性に気付かせながら、将来への希望をもたせ、その達成に向けて意欲や態度、能力を高める指導をしている。

参考 小学校キャリア教育の手引き＜改訂版＞ (平成23年11月 文部科学省)
中学校キャリア教育の手引き (平成23年3月 文部科学省)

○キャリア教育研修

(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校対象)

平成30年10月17日(水) [東部会場] 島根県教育センター

平成30年10月18日(木) [西部会場] 島根県教育センター浜田教育センター

へき地教育・複式教育

重点 へき地・小規模・複式学級のよさを生かし、一人一人の児童を大切にした教育、豊かな人間性、社会性を育む教育、確かな学力を身に付けさせる教育をめざす。

＜本県のへき地教育・複式教育の基本的な考え方について＞

- へき地校及び複式学級を有する学校では、「ひと・もの・こと」などの教育資源や、学校・家庭・地域が一体となって児童を育む環境に恵まれており、これらを有効に生かしながら、児童の生きる力を育成する。
- へき地学校及び複式学級を有する学校の長所を生かし、学校・学級経営の創意工夫、指導形態や指導方法の工夫などにより課題を克服し、強みに変える。
- 学校を地域に開き、家庭や地域の教育力を学校教育に有効に生かす。

＜教育課程の編成等における留意点について＞

- 地域の実態把握（地域住民の意識、産業・経済・文化等）を的確に行っている。
- 同単元同内容（A・B年度方式、2本案）、異単元異内容（学年別指導）等のそれぞれの特質や、学級編制の変動を考慮し、学校の実態に即した類型を工夫している。
 - 複式学級については、各教科等の目標の達成に支障のない範囲で、各教科等の目標及び内容について学年別の順序によらない教育課程の編成を行うことができる。
 - 単式学級並びに学年別指導の教育課程を編成する場合においては、当該学年の指導を行うこと。
- へき地校及び複式学級を有する学校においては、異学年による合同学習、近隣校との集合学習、遠隔地の学校との交流学习等の効果的な学習形態について研究するとともに、教師の特性を生かした協力的な指導が行われるよう、指導体制などを工夫している。
- 地域の専門的な知識や技能をもつ人に、授業等において協力を得るなど、地域の教育力を生かした教育活動を行っている。
- 地域の自然、歴史、文化、伝統に根ざした教育を創造し、ふるさとを愛する心を育てている。
- 通学距離や交通条件等に十分配慮して、1日の生活時程を工夫している。
- 複式学級を有する学校において転出入児童がある場合、学習に支障が生じないよう既習事項や未学習事項について学校間で連絡を取り合っている。特に未学習事項には補充学習等で確実に対応する。

＜複式学級における学年別指導の留意点について＞

- 直接指導と間接指導が相互に効果的な指導となるように、「わたり」と「ずらし」を計画的に行う。
- 主体的・協働的に学ぶ力の育成を図るために、「ガイド学習」の充実を図る。
- 主体的な学び合いの助けになるように、教室環境やワークシート等を工夫する。

参考 「複式学級指導の手引き（平成27年度改訂版）」（平成28年3月 島根県教育委員会）

※平成29年度一部改訂版を教育用ポータルサイトに掲載している。

DVD「小学校複式算数科学習指導法」（平成22年 浜田教育センター）

○複式学級新任担当者研修（対象：複式学級を初めて担任する教員、希望者）

＜1回目＞	平成30年5月30日(水)	東部会場	＜2回目＞	学校会場
	平成30年6月1日(金)	隠岐会場		(9月～11月の予定)
	平成30年6月7日(木)	西部会場		

ふるさと教育

○ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

○ふるさと教育がめざすもの

〈学校においては〉

- ・ふるさとへの愛着と誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

〈地域においては〉

- ・地域住民のふるさとへの理解推進
- ・地域を支える次世代の育成

重点 1 ふるさと教育の発展的な取組を推進する。

- めざす児童生徒像を明らかにし、発展性、系統性のある中学校区の「全体計画」を作成している。
- 中学校区ふるさと教育連絡会議等を活用し、学習内容・取組の情報交換を積極的に行ったり、活動や「全体計画」の見直しに取り組んだりしている。
- ふるさと教育について教職員間で情報共有し、共通意識をもって指導している。

重点 2 学びの質を高める指導を充実する。

- 全教育課程において、ふるさと教育を推進するという視点をもって教育活動を推進している。
- 各教科等のねらいの達成を図るため、発達の段階を踏まえながら地域の「ひと・もの・こと」を活用している。
- 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える工夫をしている。

重点 3 地域との連携による活動を推進する。

- 公民館等の事業との連動が可能となるように年間活動計画に位置付けている。
- 地域・家庭への情報発信や働きかけを大切にし、連携を密にしたふるさと教育を展開している。

重点 4 地域の課題に応じた取組を充実する。

- 発達段階に応じて地域の課題に対応した取組の充実を図っている。
- 発達段階に応じて地域の課題に向き合い、ふるさとの今を知ることで、ふるさとの将来に自分が果たすべき役割を考える指導をしている。

○学校と地域の連携実践研修

東部会場	平成 30 年 8 月 3 日（金）	松江合同庁舎
西部会場	平成 30 年 8 月 10 日（金）	浜田合同庁舎

福祉教育

重点 地域の人々や資源を活用し、豊かな体験を通して福祉の心を育む。

○福祉教育のねらい

- ①福祉に対する関心・意欲・態度及び実践力を育む。
 - ・福祉や環境、人としての生き方などに関心をもつ。
 - ・進んで福祉の向上に寄与しようとする態度を養う。
 - ・福祉精神を実践できる能力を身につける。
- ②福祉に対する心情を養う。
 - ・人間尊重を基盤とし、公共精神、社会連帯の精神を高める。
 - ・自然や環境に対し畏敬の念をもち、それらを大切にしようとする心情を育てる。
- ③福祉に対する知識・理解を深める。
 - ・福祉の理念や制度及びその対象に関する理解を深める。

○福祉教育の全体計画・年間指導計画の作成上の留意点

- 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動との関連を明確にしている。
- 教師と児童生徒、児童生徒同士が触れ合い、共に学び、感動できる活動を充実させている。

○ボランティア等の体験的な活動を重視した指導の充実

- 地域の人材や資源を有効に活用し、交流型のボランティア活動等、実践的な福祉教育を推進している。

○学校・教育委員会・社会福祉協議会・地域がつながる福祉教育の推進

- 地域の生活・福祉課題解決に基づいた福祉教育を推進している。
- 共生社会の実現を目指す「あいサポート運動」等への理解を深める。（島根県社会福祉協議会主催）

参考 しまね流ふくし教育推進指針（島根県社会福祉協議会 島根県福祉教育推進協議会 平成 28 年 3 月）
島根県地域福祉支援計画 第 2 次改定版（島根県健康福祉部地域福祉課 平成 28 年 3 月）
「障がいを知り、共に生きる」（島根県健康福祉部障がい福祉課 平成 27 年 3 月）

国際理解教育

重点 国際的視野に立って主体的に行動するために必要な資質・能力の基礎を育成する。

○指導計画の工夫

- 各教科等との関連を図り、学校や地域の実態を踏まえて計画している。
- 地域の外国人との交流を進めたり、海外で生活したことのある児童生徒の経験を生かしたりしながら指導を工夫し、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、実践的な態度や資質・能力を育成している。

○コミュニケーション能力の向上

- 相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的な力を各教科等を通して計画的に指導している。

○自己の確立、自国の歴史・地域の文化の尊重

- 日本人としての自己の確立を図るために、自国や郷土の文化・歴史の学習や、体験活動を計画的に行っている。
- 国際的視野に立って、自国の歴史について認識を深め、自国の文化を尊重する態度を育てている。
- ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にしたい教育活動を行っている。

○人権意識の高揚、異文化と共生できる資質・能力の育成

- 多様なものの見方・考え方ができるように指導を工夫している。
- 異文化を理解し尊重する態度や、異なる文化の人々と共に生きていく資質・能力を育てている。

○地球規模で考える視点をもつ態度の育成

- 世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちにできることを考え、行動に移す意欲や態度を育むための指導を工夫している。

参考 「第 2 期しまね教育ビジョン 2 1」（島根県教育委員会） p. 35

健康教育

重点 一人一人が自他の生命を大切にし、自ら健康で安全な生活を送ることができる健康教育を推進する。

〈健康教育の領域〉

①学校保健

- ・保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって、児童生徒が健康を保持増進するための思考力・判断力・表現力等を高め、適切な意思決定や行動選択等ができるよう、実践力の育成を図る。

②学校安全

- ・安全教育と安全管理の活動を適切に行うことによって児童生徒が自ら危険を回避して安全に行動できるようにするとともに、児童生徒を取り巻く環境に直接または間接に関わり安全確保や環境整備を図る。

③食育・学校給食

- ・学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の食に対する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図る。

○健康教育を学校の教育活動全体を通して適切に行うことについて

- ☐ 「学校保健計画」を策定している。
- ☐ 「学校安全計画」を策定している。
- ☐ 「保健室経営計画」を作成し、教職員に周知している。
- ☐ 「しまねっ子元気プラン」(学校保健計画策定の手引)、「島根県性に関する指導の手引き」、「島根県性に関する指導実践事例集」を活用している。
- ☐ 保健主事が推進役となり、学校保健委員会(健康教育に関わる分掌部会等の組織を含む)の活性化を図っている。
- ☐ P T Aや学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携の強化を図っている。
- ☐ 子供の健康課題について学校、家庭、地域が一体となった取組を組織的・計画的・継続的に進めている。
- ☐ P D C Aサイクルに基づいて、健康教育に関わる活動の定期的な評価と改善を行っている。
- ☐ 「体育」、「保健体育」、「特別活動」等学校教育活動全体を通して、組織的・計画的に健康教育に取り組んでいる。
- ☐ 危機管理マニュアルの教職員への周知、訓練の実施等、組織的に安全管理を推進している。

○食育の推進・生活習慣づくりについて

子供たちの学力や体力の低下、根気強さや我慢強さの欠如、コミュニケーションスキルの不十分さなどの問題の要因として、食や生活習慣の乱れが指摘されている。児童生徒の実態、家庭や地域の願いなどを把握し、これらの課題に対し、食育の推進や生活習慣の改善に向けた取組が求められている。

●継続的・教科横断的な「食に関する指導」

- ☐ 食育担当者を校務分掌に位置付けている。
- ☐ 食育担当者が推進役となって、食育に関わる分掌部会等組織の活性化を図っている。
- ☐ 「食に関する指導の全体計画」を作成している。
- ☐ 「食に関する指導の年間指導計画」を作成している。
- ☐ 「食に関する指導の手引」(平成22年3月 第一次改訂版：文部科学省)に記載されている「食に関する指導の目標」を踏まえて指導している。
- ☐ 「すこやかしまねっこ」(食に関する指導の指針)、「すこやかしまねっこ」実践事例集(小学校編)、「食育推進のための授業実践集」を活用している。

●学習教材の活用

- ☐ 島根県版「食の学習ノート」(小学生用、中学生用、高校生用)、「小学校用食育教材 たのしい食事つながる食事」(文部科学省)を活用している。

●専門的立場の教職員との連携

- ☐ 養護教諭、栄養教諭、学校栄養士から情報提供を受けたり、T Tによる指導を行ったりしている。
- 望ましい生活習慣づくり(食習慣・運動習慣を含む)についての保護者への情報提供と地域との連携
- ☐ 授業公開日、保護者会、校報、保健だより、給食だより、学校ホームページ等で啓発活動を行っている。
- ☐ 「朝はいっぱいのみそ汁を飲もう!!」の啓発活動を行っている。
- ☐ 保健師、食生活改善推進委員等の地域人材を活用している。

●実態把握

- ☐ アンケート調査(睡眠、食、メディア、運動等)による実態把握をしている。

環境教育

重点 ○環境や環境問題に関心・知識をもつ。

○人間の活動と環境との関わりについての総合的な理解と認識にたつて、環境の保全に配慮した望ましい働き掛けのできる技能や思考力・判断力を身に付ける。

○児童生徒一人一人が持続可能な社会の担い手となり、よりよい環境の創造活動に主体的に参加する。

○環境への責任ある行動をとることができる態度を育成する。

＜環境教育のねらいに関わって＞

- 児童生徒が、自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつことをできるようにしている。
- 児童生徒が、身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見付けて解決していく問題解決能力を育成している。
- 問題解決の過程を通して獲得した知識や技能をもとに、持続可能な社会の構築につながる見方や考え方を育んでいる。
- 環境保全のために、どのような生活様式をとり、どのような実践的行動をとるべきかについて考えさせている。
- 環境保全のために、自ら責任ある行動をとり、協力して問題を解決していくことができるようにしている。
- 日々の生活だけでなく、持続可能な社会の担い手として、将来においてもよりよい環境を創造するための働きかけができる実践力も培うようにしている。

＜各教科等において＞

- 環境教育に、各学校段階・各教科等を通じて横断的・総合的に取り組んでいる。
- 社会科において、環境、資源・エネルギー問題などの現代社会の諸課題についての学習の充実を図っている。
- 理科において、野外での発見や気づきを学習に生かす自然観察や、「科学技術と人間」や「自然と人間」についての学習の充実を図っている。
- 家庭科、技術・家庭科において、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立、技術と社会・環境との関わりに関する内容の改善・充実を図っている。

＜環境教育の指導にあたって＞

- 全教職員が、環境問題について、その解決が求められる背景をしっかりと把握して、学校教育の中でどのように取り組み、実践するかということについて共通理解している。
- 環境教育に関わる学校全体の体制づくりをしている。
- 幼保等と小学校間、小学校と中学校間の連携を密にして、一貫した指導計画や指導方法を検討している。
- 家庭や地域社会等との連携を深め、地域に根差した環境教育を推進している。
- 豊かな体験活動を大切にした環境教育を推進している。

※参考資料及び島根県が実施する環境関連事業

「環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】」(国立教育政策研究所教育課程研究センター) H26. 11

「学校における環境教育の手引き」(島根県・島根県教育委員会) H25. 3

「21 世紀を生きるきみたちの環境学習」(島根県・島根大学)

(幼児～低学年編 H16. 3 中学年～高学年編 H15. 3 中学校編 H17. 3)

【環境生活部環境政策課】

- ・学校における 3 R・適正処理支援事業
- ・学校版エコライフチャレンジしまね
- ・みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

【環境生活部廃棄物対策課】

- ・海辺の漂着物調査
- ・海ごみ出前講座

【農林水産部林業課】

- ・水と緑の森づくり事業(みーもスクール・みーもサマースクール)
- ・第 72 回全国植樹祭に向けた「苗木のスクールステイ」

【地域振興部地域政策課】

- ・島根県再生可能エネルギー教室

消費者教育

一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地域環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する「消費者市民社会」の実現を目指した、教科横断的な取組が必要です。

重点１ 各学校において適切な全体計画を作成し、教職員間の共通理解を図りながら、教育活動全体で取り組む。

- ☐各教科等が連携し、関連付けた指導ができるよう、教育課程に位置付けている。
- ☐消費者教育に関する内容について、各教科等の指導内容を確認している。
- ☐児童生徒の発達の段階や生活経験に配慮している。

	教科	学習指導要領における消費者教育に関する主な内容（例）
小学校	社会科	・生産の仕事 ・販売の仕事 ・廃棄物を処理する事業 ・我が国の食料生産 ・我が国の工業生産、貿易や運輸 ・我が国の産業と情報 ・我が国の国土の自然環境と国民生活との関連
	家庭科	・買い物の仕組みや消費者の役割 ・購入するために必要な情報の収集・整理 ・購入に必要な情報の活用、工夫 ・自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方 ・環境に配慮した生活についての工夫
中学校	社会科	・経済活動の意義 ・市場経済の基本的な考え方 ・現代の生産や金融などの仕組みや働き ・社会資本の整備、公害の防止などの環境保全、少子高齢化における社会保障の充実・安定化、消費者の保護 ・個人や企業の経済活動における役割と責任 ・国や地方公共団体が果たす役割
	技術・家庭科	・計画的な金銭管理の必要性 ・物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理 ・物資・サービスの選択に必要な情報の活用、工夫。 ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響 ・自立した消費者としての責任ある消費行動の工夫 ・技術分野の「個人情報の保護の必要性」の学習との関連
その他の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動と関連付けた指導が望まれる。		

重点２ 消費者としての自覚や主体的な判断や行動を促すための学習を充実する。

- ☐児童生徒の日常生活と結び付いた身近な教材又は事例を取り上げている。
- ☐児童生徒が実践につなげられる事例を取り上げている。
- ☐消費生活や消費者教育について専門的知識を有する外部人材を活用している。
- ☐消費生活や消費者教育などの関係機関の情報や教材を活用している。
- ☐消費生活センターなどの関係機関と連携している。

〔参考資料〕 次の資料は、（ ）からダウンロードできます。

- ①「すくすく消費者」「くらしのアドバイス」（島根県）
 - ②「消費者教育実践の手引き」（文部科学省）
 - ③親子で学ぶ消費者教育教材「マナビイといっしょにおつかいすごろく」（文部科学省）
 - ④「よくわかる消費生活～消費者が知っておきたい20のこと～（改訂版）」（消費者庁）
 - ⑤中学生向け消費者教育副教材「消費者センスを身につけよう」（消費者庁）
 - ⑥若者・高校生向け消費者教育副教材「もしあなたが消費者トラブルにあったらー消費者センスを高めよう」（消費者庁）
 - ⑦「情報セキュリティハンドブック」（内閣サイバーセキュリティ）
- 〔関係機関〕 ○消費者庁「消費者教育ポータルサイト」
○独立行政法人 国民生活センター

主権者教育

主権者教育は、「単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けること」が目的です。将来、日本社会の中心となって活躍する子どもたちの政治への関心を高め、それに関わるために必要な資質を身に付けられるようにする必要があります。

重点 主権者として必要な資質・能力を踏まえ、各学校において適切な全体計画を作成し、教職員間の共通理解を図りながら、教育活動全体で取り組む。

＜主権者として必要な資質・能力＞

- ・社会の基本原則となる法やきまりについての理解を前提とした、政治的主体、経済的主体等やその複合的な主体に必要な知識
 - ・事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力
 - ・よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力
- 児童生徒の発達の段階や生活経験に配慮している。
- 実践につなげられるような事例を取り上げている。
- 外部人材の活用や関係機関との連携に努めている
- 各教科等が連携し、関連付けた指導ができるよう、教育課程に位置付けている。

	教科等	学習指導要領における主権者教育に関する主な内容（例）
小学校	生活科	・自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域の良さに気づき、愛着をもつ
	社会科	・日本国憲法における国民としての権利及び義務 ・地方公共団体や国の政治の働き ・我が国の農業や水産業、工業生産、情報産業
	家庭科	・生涯の生活を設計するための意思決定 ・人々との関わりを通じた幼児・高齢者理解の促進 ・身近な消費生活と環境（物や金銭の使い方と買い物）
	道徳科	・法やきまりの意義 ・様々な集団の中での自分の役割の自覚と集団生活の充実 ・社会参画の意識と社会連携の自覚、公共の精神によるよりよい社会の実現
	特別活動	・学級活動・児童会活動を通じた集団の一員としてよりよい学校づくりへの参画 ・学校行事でボランティア活動などの体験活動
小・中	総合的な学習の時間	・地域の教材を活用しながら、地域の特色に応じた課題についての学習活動
中学校	社会科	・身近な地域の観察や調査などの体験的な活動、模擬選挙、模擬裁判等実践的活動の推進 ・人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ・民主政治と政治参加 ・市場の働きと経済（金融の仕組みや働き、雇用と労働条件等を含む） ・国民の生活と政府の役割（社会保障の充実を含む） ・世界平和と人類福祉の増大
	技術・家庭科	・生涯の生活を設計するための意思決定 ・人々との関わりを通じた幼児・高齢者理解の促進 ・身近な消費生活と環境（消費者の基本的な権利と責任） ・環境に配慮した消費生活
	道徳科	・法やきまりの意義、規律ある安定した社会の実現 ・公正、公平、社会正義、社会参画、公共の精神 ・様々な集団の中での自分の役割の自覚と集団生活の充実
	特別活動	・学級活動・生徒会活動を通じた集団の一員としてよりよい学校づくりへの参画 ・学校行事でボランティア活動などの体験活動

〔参考〕

主権者教育の推進（文部科学省） http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm

主権者教育の推進に関する有識者会議（総務省）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syukensha_kyoiku/index.html

高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」（総務省）

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html

教育の情報化

重点１ 体系的な情報教育を推進する。 ～ＩＣＴの基本的な操作と活用方法の習得～

【共通】

- 児童生徒に情報活用能力（情報モラルを含む）が身に付くよう指導している。
- 教科等の学習で、教職員自らが学校にあるＩＣＴを積極的に使用している。特に実物投影機等を活用し、大きく映し、わかりやすい授業の工夫に努めている。（☞参考資料①）

【小学校】

- 児童がコンピュータ等の基本的な操作を身に付けることができるよう指導している。

基本的な操作

- コンピュータやキーボード、マウス等に慣れ親しむ
- キーボードによる文字入力（☞参考資料④）
- インターネットの閲覧
- デジタルカメラでの撮影
- 電子ファイルの保存・整理
- 電子メールの送受信
- 目的に合った必要なソフトウェアを起動する 等
- コンピュータや情報通信ネットワークを利用した学習活動の充実に努めている。

具体的な活動

- 文章の編集・図表の作成
- 情報手段を使った交流
- 様々な方法での情報の収集・調査・分析
- 調べたもののまとめ・発表などの学習活動

【中学校】

- 小学校段階で身に付けた基本的な操作スキルなどのうえに、より主体的、積極的にＩＣＴを活用できるようにするための学習活動を充実させている。

【参考】H25～H26 文科省調査による
キーボードで１分間あたりに
入力できる文字数
小学校第５学年：５.９文字
中学校第２学年：１７.４文字

重点２ 発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する

- 学校の実態に合った指導カリキュラムを作成している。（☞参考資料⑤）
- 各教科等の指導内容と関連付けて指導している。
- 児童生徒がスマートフォンや携帯電話、ゲーム機、パソコン等を通じたインターネットをどのように利用しているのかを調査し、実態の把握に努めている。
- 教職員が校内研修等を実施し、スマートフォンや携帯電話、ゲーム機、パソコン等を通じたインターネット上で起きている様々な事例やその対応について理解を深めている。
- 学校便りや学級便りでの啓発や保護者会で研修会を開催するなど、学校と家庭・地域が連携した取組を行っている。
- 朝終礼等で、学校行事や社会で起こった情報モラルに関わりのある出来事を取り上げ、日常的に情報モラル指導を行っている。
- 情報モラル教育の授業では、映像等の指導用教材（☞参考資料①②⑥）を活用したり、児童生徒がしっかりと考え、判断する場面を設定したり（☞参考資料④⑥）している。

【参考資料】次の資料③～⑥は、（ ）からダウンロードできます。

- ①校内研修パック（ＩＣＴ活用・情報モラル教育） 平成２７年３月（島根県教育センター）
- ②情報モラル教育校内研修パック２０１６ 平成２８年３月（島根県教育センター）
- ③教育の情報化に関する手引 平成２２年１０月（文部科学省）
- ④情報活用能力育成のために 平成２７年３月（文部科学省）
- ⑤情報モラル教育実践ガイダンス 平成２３年３月（文部科学省国立教育政策研究所）
- ⑥情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向けの手引書 平成２８年２月（文部科学省）

【ＩＣＴ活用】タブレット端末活用講座（入門編）	平成３０年１１月２１日（水）浜田教育センター
	平成３０年１１月２２日（木）島根県教育センター
【ＩＣＴ活用】タブレット端末活用講座（実践編）	平成３０年 ８月２１日（火）島根県教育センター
【ＩＣＴ活用】「NHK for School」活用講座	平成３０年１１月１４日（水）浜田教育センター
【情報教育】小学校プログラミング教育講座	平成３０年 ６月２７日（水）浜田教育センター
	平成３０年 ６月２９日（金）島根県教育センター
【情報教育】ＩＣＴを活用した子どもの情報活用能力育成講座	平成３０年１０月 ５日（金）島根県教育センター
【情報教育】子どものプレゼンテーション能力育成講座	平成３０年１０月１０日（水）島根県教育センター
【校務の情報化】学校情報セキュリティ講座	平成３０年 ９月２６日（水）浜田教育センター

学校図書館活用教育

重 点

1. 各教科等の目標を達成させるために、学校図書館を活用した授業を実施し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指す。
2. 1による探究型学習を通して情報活用能力の育成を図る。

○学校図書館を活用した授業の実施

- 各教科の授業では、教科の目標を達成するために効果的な学習活動（言語活動等）を設定し、その過程に図書資料等の活用を位置付けている。
- ①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・発表といった一連のプロセスをもった探究型学習を通して、情報活用スキルを身に付けられるようにしている。
- 各教科等で学んだスキルを、さまざまな教科等で繰り返し使うなど、情報活用能力の育成が図られるようにしている。

○校内の組織づくり

- 校内組織に学校図書館教育を進める部会等（例 管理職、司書教諭、図書館主任、教務主任、研究主任等からなる学校図書館推進部）を設け、定期的に情報交換をするなど、校内の推進体制を整えている。＊学校図書館の館長は、学校長である。
- 司書教諭が中心となって校内研修を実施し、DVD「学びを支え心をはぐくむしまねの学校図書館」等を視聴したり情報活用スキルの演習をしたりするなどして、学校図書館を活用するイメージを全教員で共有している。
- 司書教諭が学校司書等と連携し、学校図書館を活用した授業が、すべての学級で教科等横断的に展開されるようにコーディネートしている。



○学校図書館活用教育の計画づくり

- 学校図書館活用教育の教育課程への位置付けを明確にし、図書館全体計画や各教科等における学校図書館活用計画等を作成している。
- 全学年を見通して情報活用スキルを指導できるように、各教科等の指導内容や学習活動との関連を明確にした、教科等横断的な年間指導計画や指導体系表を整備している。

○学校図書館の環境整備

- 児童生徒が必要な図書資料を取り出せるよう、NDCに沿った配架にしている。
- 探究型学習のための蔵書を整備している。
- 児童生徒の学習や学校行事等に応じた配架や環境を工夫している。

○読書活動の推進

- 1日30分以上読書をする子ども、自ら本に手を伸ばす子どもを目指して読書活動を意図的・計画的に推進している。

参考・『子ども読書県しまね』Webページ（島根県立図書館HP）

- ・学校図書館司書教諭の手引き（義務教育課（現教育指導課）編集）
- ・DVD「学校図書館大改造」（義務教育課（現教育指導課）制作）
- ・DVD「学びを支え心をはぐくむしまねの学校図書館」（義務教育課（現教育指導課）制作）
- ・「学校図書館ガイドライン」（文部科学省）

- 学校図書館担当者（司書教諭）研修 平成30年7月25日（水）出雲合庁【松江・出雲管内】
（小学校対象） 平成30年7月26日（木）浜田教育センター【浜田・益田管内】
- 学校図書館活用教育講座 平成30年8月24日（金）浜田教育センター

持続可能な開発のための教育（E S D）

重点 この地球で生きていくことを困難にするような問題（環境, 貧困, 人権, 平和などの問題）について考え, E S Dについて理解を深める。

持続可能な社会の担い手を育むために

○E S D（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）

- ・E S Dは持続可能な社会の担い手を育む教育である。
- ・我が国の提唱（2005年からの10年間が「国連ESDの10年」）により, ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の主導により世界中で進められている。

○E S Dの実施

- ・次の2つの観点が必要である。
 - （1）人格の発達や, 自律心, 判断力, 責任感などの人間性を育むこと。
 - （2）他人との関連性, 社会との関係性, 自然環境との関係性を認識し, 「関わり」, 「つながり」を尊重できる個人を育むこと。
- ・新学習指導要領に盛り込まれた児童生徒一人一人が持続可能な社会の担い手を目指す観点を踏まえ, 各教科や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通して, その指導の充実を図る。
- ・各学校で既に取り組んでいる環境学習, エネルギー学習, 防災学習, 国際理解学習, 世界遺産や地域の文化財等に関する学習, その他関連する学習をE S Dの観点からつなげ, 総合的に取り組む。

○指導のポイント

- 「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れを踏まえた指導を行っている。
- 単に知識の伝達にとどまらず, 体験や体感を重視して, 探究や実践を重視する参加型のアプローチで授業を計画している。
- 活動の場で児童生徒の自発的な行動を引き出そうとしている。

○ユネスコスクールの活用（E S D推進のための1つの有効な手段）

- ・ユネスコスクールとは, ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため, E S Dの観点に即した学習活動を推進し, 平和や国際的な連携を実践する学校であり, 申請により, どの学校もユネスコスクールとして加盟することが可能である。
- ・文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では, ユネスコスクールをE S Dの推進拠点と位置付けている。
- ・ユネスコスクールに加盟することのメリット
 - （1）世界のユネスコスクールの活動情報が得られる。
 - （2）世界のユネスコスクールと交流する機会が増える。
 - （3）E S Dのための教材や情報が得られる。
 - （4）各地域のユネスコ協会など, 関係機関と連携できる。
 - （5）活動資金の助成がある。

参考

ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引き（初版） 平成28年3月

文部科学省 日本ユネスコ国内委員会 持続可能な開発のための教育

<http://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>

ユネスコスクール公式ウェブサイト <http://www.unesco-school.mext.go.jp/>

島根県におけるユネスコスクール申請窓口

<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kyoiku/iinkai/sodan/unesco.html>

日本語指導が必要な児童生徒への教育

重点 「特別の教育課程」による個に応じた指導計画に基づき、組織的・計画的な支援を行う。

<日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校で>

○「特別の教育課程」の編成

- 学校教育への位置付けを明確にしている。
- 個別の指導計画を作成している。

○組織的な支援体制

- 管理職のリーダーシップのもと、支援体制が整えられている。
- 該当児童生徒について全教職員で共通理解し、支援のための校内研修を行っている。
- 担任・担当者を中心として、定期的なケース会議等を行っている。
- 必要に応じ、他校と連携し指導のための協力体制を整備している。
- 教育委員会や外部機関と連携を図っている。

○該当児童生徒及び保護者への理解・支援

- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」(DLA)等を活用し、該当児童生徒一人一人の日本語能力について把握している。
- 該当児童生徒に対して、日本の学校生活や習慣について説明している。
- メンタル面の支援ができるよう配慮している。
- 健康状態やアレルギー、宗教、母国での習慣や学習状況等について把握している。

○周囲の理解

- 該当児童生徒に対する他の児童生徒の理解を深めるための手だてや、外国人に対する思い込みや偏見を予防する取組を計画している。
- 該当児童生徒の文化等について学び、理解する機会を設けている。
- 他の保護者に対して、帰国・外国人児童生徒のことを親和的に紹介し、理解を促している。

<全ての学校で>

○外国につながるのある児童生徒の日本語指導の必要性を見逃さない

- 外国籍の児童生徒だけでなく、帰国児童生徒や、外国出身の親をもつ日本国籍の児童生徒の中にも、日本語指導が必要な児童生徒がいることを理解している。
- 日常会話が身に付いていても、学年相当の学習で使われる日本語(学習言語)が身に付いていない児童生徒は、授業理解が困難なため、日本語指導が必要であることを理解している。
- 「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」(DLA)の活用方法について理解している。

○受入体制の整備

- 外国につながるのある児童生徒が入学・転入した際に、適切に対応できるよう必要な資料等を整備している。
- 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動を通し、国際社会の一員として、外国の人々や文化に対する理解を深めるよう配慮している。

<主な参考資料>

- 「外国人児童生徒受入れの手引」(平成23年3月) 文部科学省
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- 「かすたねっと(帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト)」 文部科学省
<http://www.casta-net.jp/>
- 「外国人等児童生徒受け入れ校指導資料」 公益財団法人しまね国際センター
<http://www.sic-info.org/support/childs-education/guidebook/>

小・中学校日本語指導が必要な児童生徒教育研修

平成30年5月31日(木) 出雲合同庁舎

- ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校の教員。(該当学校から必ず1名受講)
※外国人児童生徒だけでなく、日常会話はできても、学習言語が不足し、学習活動に支障が生じている、または生じる可能性がある児童生徒についても配慮すること。
- ・受講を希望する教員または市町村教育委員会の担当者。(指導協力員等を含む。)

【研修参考資料】 島根県教育委員会発行資料他

ジャンル	資 料 名	発行年月日
①教育課程一般等	・第2期しまね教育ビジョン 21 ・しまねの学力育成推進プラン（平成28年度改訂版） ・学びのすすめ（リーフレット） ・学習評価を生かした授業改善，授業づくりのためのハンドブック〔小学校〕 ・学習評価を生かした授業改善，授業づくりのためのハンドブック〔中学校〕 ・平成30年度各教科等の指導の重点 ・複式学級指導の手引き（平成27年度改訂版） ・複式学級指導の手引き（一部改訂） ・複式学級指導の充実のために ～平成26～29年度複式教育推進指定校事業リーフレット～ ・高等学校教育課程編成の手引 ・評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所） ・言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省） ・総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所） ・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開【小学校編】（文部科学省） ・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開【中学校編】（文部科学省） ・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開【高等学校編】（文部科学省） ・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&A－ ・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&A－（移行措置編）	平成26年 7月 平成28年 4月 平成25年 7月 平成23年 3月 平成24年 3月 平成30年 3月 平成28年 3月 平成30年 3月 平成30年 3月 平成22年 9月 平成23年11月 平成22年12月、 23年5月、24年6月 平成23年 7月 平成22年11月 平成22年11月 平成25年 7月 平成30年 3月 平成30年 1月
②ふるまい推進・ 道徳教育	・広がっていますしまねのふるまいⅢ ・ふるまい向上県民運動取り組み事例集「広がっています島根のふるまい」 ・きらきらふるまい みんなにここに ・みんなきらきら ふるまいめいじん ・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳 小学校中学年」 ・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳 小学校高学年」 ・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳 中学校」 ・道徳教育研究推進地域実践事例集（リーフレット）	平成24年12月 平成23年 3月 毎 年 毎 年 平成27年 3月 平成26年 3月 平成28年 2月 平成27年 3月
③外国語活動 外国語教育	・Broader Your Horizons with English! ー英語を使って羽ばたく日本人（文部科学省） ・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き（文部科学省） ・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料（小学校版1～3・中学校版1～2・高等学校版1～3）（文部科学省） ・英語ノート電子黒板用ソフト（文部科学省） ・中学校外国語科「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標作成ガイド ・しまねの英語教育 ～グローバル社会に羽ばたく児童生徒の育成のために～ ・えいごネット（一般財団法人英語教育協議会） http://www.eigo-net.jp/ ・平成26年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材 ・平成27年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材	平成24年 8月 平成25年 3月 平成26年 2月 平成27年 3月

ジャンル	資 料 名	発行年月日
④生徒指導	・ビデオ資料 子どもの成長を援助する教師のかかわり 全6巻 ・ビデオ資料 人間関係づくり 全5巻 ・小学校 生徒指導の手引 ・中学校 生徒指導の手引 ・不登校対応の手引き ～不登校児童生徒へのよりよい支援のために～ ・高等学校 生徒指導の手引 ・気にかかる子どもに関するワークシート集 ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（文部科学省） ・ケータイトラブル対応マニュアル ・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省） （⑧学校管理等に再掲） ・生徒指導提要（文部科学省） ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省） （⑧学校管理等に再掲） ・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～ ・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中・高等学校の実践に学ぶ・事例集第2集～ ・生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編）（中学校編）（高等学校編）（国立教育政策研究所） ・いじめ問題対応の手引（改訂版） ～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～ ・子どもの権利に関する条約（小学生用） ・学級集団づくり 魅力ガイドブック ・子どもの権利に関する条約（中学生・高校生用） ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（文部科学省） ・「学校危機管理の手引き」（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～（⑧学校管理等に再掲） ・アンケート調査を活用した「いじめ」の未然防止と対応・取組の事例集 ・生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」（文部科学省）	平成 2年～11年 平成10年～16年 平成13年 3月 平成14年 3月 平成15年 3月 平成16年 3月 平成18年 3月 平成20年11月 平成21年 2月 平成21年 3月 平成22年 3月 平成22年 3月 平成22年 3月 平成24年 3月 平成23年 3月 平成27年 9月 平成25年 1月 平成26年 3月 平成25年 7月 平成26年 7月 平成26年 9月 平成28年 3月 平成28年 6月
⑤人権・同和教育	・人権教育指導資料第2集 「しまねがめざす人権教育」～学校教育編～ ・問題事象から学ぶために（学校教育編） ～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～ ・リーフレット 「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」 ・人権教育研修資料「Q&A」で理解する〔第三次とりまとめ〕 ・島根県人権施策推進基本方針〔第1次改定〕（小学生、中学生・高校生版） ・人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 （人権教育の指導方法等に関する調査研究会議） ・人権教育指導資料 ・同和教育指導資料第20集「差別事象から学ぶために」 ・同和教育指導資料第19集「同和教育を進めるために」	平成27年 3月 平成25年 4月 平成24年 3月 平成21年 3月 平成20年10月 平成20年 3月 平成14年 3月 平成 9年 3月 平成 8年 3月
⑥特別支援教育	・島根県の特別支援教育（特別支援教育課W e b掲載） ・お子さまの就学のために ・特別支援教育ハンドブック（特別支援教育課W e b掲載） ・改訂第2版 通級による指導の手引（解説とQ & A）文部科学省 ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審報告） ・教育支援資料（文部科学省W e b掲載） ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルD B）（国立特別支援教育総合研究所W e b掲載） ・特別支援教育教材ポータルサイト（支援教材ポータル） （国立特別支援教育総合研究所W e b掲載） ・「島根県立学校における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（特別支援教育課W e b掲載） ・リーフレット『「チーム支援」で取組もう～みんなが資源・みんなで支援～Ver. 1』 ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省W e b掲載）	毎年 10月 毎 年 平成23年 3月 平成24年 3月 平成24年 7月 平成25年10月 平成28年 4月 平成28年 3月 平成29年 3月

ジャンル	資 料 名	発行年月日
⑦福祉教育	・「心豊かで健やかに」 福祉教育指導資料 ・しまね流ふくし教育推進指針（島根県社会福祉協議会 島根県福祉教育 推進協議会）	平成11年 3月 平成28年 3月
⑧ふるさと教育	・学校交流で見えてきたすてきなふるさとスクールパワーアップ事業実践集 ・ふるさと読本「古代のしまね」ー古代王国の謎にせまるー ・ふるさと読本「いずも神話」（改訂版） ・ふるさと読本「いずも神話」朗読CD ・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」	平成13年 3月 平成19年 2月 平成24年 1月 平成25年 1月 平成24年11月
⑨竹島に関する学習	・領土に関する教育ハンドブック ・竹島学習副教材DVD ・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」 ・竹島学習リーフレット活用のためのてびき ・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について	平成27年 3月 平成21年 5月 平成24年 2月 平成24年11月 平成24年 6月
⑩環境教育	・学校における環境教育の手引 ・島根県環境学習基本指針 21世紀の環境を守り、はぐくむ人の育成をめざして ・21世紀を生きるきみたちの環境学習ー環境学習プログラム 小学校中学年～高学年編ー ・21世紀を生きるきみたちの環境学習ー環境学習プログラム 幼稚園～小学校低学年編ー ・21世紀を生きるきみたちの環境学習ー環境学習プログラム 中学校編ー	平成25年 3月 平成13年 3月 平成15年 3月 平成16年 3月 平成18年 3月
⑪体験活動	・わが校の特色ある教育活動 ・地域と学校をむすぶ活動事例集 第1集 ・地域とともにつくる学校教育事例 第2集 ・子どもを対象とした社会教育事例 第3集 ・みんなで学ぼうしまねの森ーアクティビティ事例集ー ・豊かな体験活動推進事業（地域間交流の実施）実践記録 ・豊かな心を育む長期宿泊体験活動推進事業（リーフレット）	平成11年 3月 平成12年 3月 平成13年 3月 平成14年 3月 平成16年 3月 平成16・17年3月 平成24年 3月
⑫学校図書館活用教育	・学校図書館活用教育研修用DVD ・「学びを支え心をはぐくむ島根の学校図書館」 ・学校図書館司書教諭の手引 ・子ども読書県しまねWeb http://www.library.pref.shimane.lg.jp ・学校図書館ガイドライン（文部科学省） http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/138051.htm	平成22年 3月 平成22年 7月 平成28年11月
⑬情報教育	・教育の情報化に関する手引（文部科学省） ・教員のICT活用指導力の基準（チェックリスト）（文部科学省） ・情報活用能力育成のために（文部科学省） ・情報活用能力調査（高等学校）の結果について（文部科学省） ・情報モラル教育実践ガイダンス（国立教育政策研究所） ・情報化社会の新たな問題を考える教材（文部科学省） ・インターネットトラブル事例集（総務省） ・著作権に関する教材、資料等（文化庁） http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html ・教科書と著作権ー学校・教育委員会の精製型のためにー（教科書著作権協会） ・「ネット社会の歩き方」情報モラルセミナー研修テキスト（JAPET & CEC） ・教職員が安心してインターネットを利用するためのソーシャルメディア利用のガイドライン（情報教育を考える会） ・教育情報セキュリティに関するガイドライン（文部科学省） ・学校における情報セキュリティ及びICT環境整備等に関する研修教材（文部科学省） ・学校情報セキュリティお役立ちWeb 今日もワンステップ！（ISEN） ・児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省） ・平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について（文部科学省） ・先生と教育行政のためのICT教育環境整備ハンドブック（JAPET & CEC）	平成22年10月 平成19年 2月 平成27年 3月 平成29年 1月 平成23年 3月 平成28年 2月 （毎年） 平成29年10月 平成29年 3月 平成26年 6月 平成29年12月

ジャンル	資 料 名	発行年月日
⑭キャリア教育	・キャリア教育が促す「学習意欲」（文部科学省） ・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」（文部科学省） ・R P D C Aですすめる！キャリア教育 ～自校の実態に応じた推進のために～ ・キャリア教育・進路指導に関する総合実態調査 第一次報告書・第二次報告書（国立教育政策研究所）	平成26年 3月 平成27年 3月 平成27年 3月 平成25年10月
⑮健康教育	・しまねっ子元気プラン（第二次）ー学校保健計画策定の手引ー ・リーフレット「すこやかしまねっこ」 ・性に関する指導の手引、性に関する指導ーQ & Aー ・連携を生かし、性に関する指導の充実を！ ・性に関する指導の手引（概要版、実践事例集） ・食物アレルギー対応ハンドブック ・食物アレルギー対応ハンドブックー第2版ー ・学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン （日本学校保健会） ・児童生徒の健康診断マニュアル（日本学校保健会） ・現代的健康課題を抱える子供たちへの支援ー養護教諭の役割を 中心としてー（文部科学省） ・食の学習ノート（小学生用、中学生用、高校生用） ・食育推進のための授業実践集（第1集・第2集） ・栄養教諭を中核としたこれからの学校食育（文部科学省）	平成26年 3月 平成23年 2月 平成25年 2月 平成27年 2月 平成29年 2月 平成28年 2月 平成30年 2月 平成20年 3月 平成27年 8月 平成29年 3月 平成30年 3月 平成28年 3月 平成29年 3月
⑯学校管理等	・学校防災マニュアル ・学校プール管理マニュアル ・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省） ・学校における危機管理体制の確立のために ～外部からの侵入 者への対応 ・これからの運動部活動のあり方 ・教員の人事管理の在り方について報告書 ・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子ども の人権 ・ハラスメントその理解と防止のために ・信頼される島根の教育を目指して ー不祥事を防止するためにーまとめ ・子どもの心のケアのために ー災害や事件・事故発生時を中心 にー（文部科学省） ・学校危機管理の手引き（改訂版） ～危機管理マニュアル作成のために～（「④生徒指導」の再掲） ・学校危機管理の手引き（原子力災害発生時の対応編） ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省） ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」の作 成について（文部科学省） ・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開 （文部科学省） ・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省） （「④生徒指導」の再掲） ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省） （「④生徒指導」の再掲）	平成11年 3月 平成13年 3月 平成19年 3月 平成13年 9月 平成14年 3月 平成14年12月 平成12年 4月 平成22年 7月 平成16年 5月 平成22年 7月 平成26年 9月 平成26年 5月 平成22年 3月 平成24年 3月 平成25年 3月 平成21年 3月 平成22年 3月
⑰その他	・拓こう君の未来を 高等学校学科・学校紹介 ・島根県教育センター 研究紀要・研修報告 ・体育 楽しく たくましく「しまねっ子！ 元気アップレポー ト」（児童生徒の体力・運動能力等調査報告書） ・学校評価ガイドブック「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり」 ・学校評価ガイドライン（平成22年改訂）（文部科学省） ・リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり」 ・リーフレット「信頼・協働 笑顔あふれる学校づくり」 ・しまねっ子！元気アップ・ソング、ダンスDVD ・しまねっ子！元気アップ・トレーニングDVD ・体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒DVD ・体育の授業が楽しくなるシリーズ②マットDVD ・子どもの体力向上推進事業参考実践事例集 ・安全で楽しい効果的な授業づくりに向けての柔道実践事例集	毎 年 毎年 3月 毎年 3月 平成20年 3月 平成22年 7月 平成19年 3月 平成21年 3月 平成22年 3月 平成23年 3月 平成25年 4月 平成26年 4月 平成25年 4月 平成27年 3月

平成30年度 幼・保、小・中学校等における委託事業・研究指定校等一覧（H30.3.23現在）

事業名		松江教育事務所	出雲教育事務所	浜田教育事務所	益田教育事務所	隠岐教育事務所
国 事 業	人権教育研究指定校 （人権同和教育課）	津田小（30～31）	横田中（29～30）	浜田三中（30～31）		海士小（29～30）
	つながる食育推進事業 （保健体育課）					
県 事 業	算数授業改善推進校事業 （教育指導課）	古江小 社日小	大津小 掛合小	周布小 津宮小	吉田小	磯小
	複式教育推進指定校事業 （教育指導課）		西日登小	阿須那小		北小
	学びの深（進）化プロジェクト 事業（教育指導課）	湖北中	掛合中		益田東中	
	金銭・金融教育研究校 （教育指導課）	比田小（30～31）		川本中（29～30）		隠岐高校（29～30）
	みんなのまちづくりプロジェ クト事業（教育指導課）	安来三中校区（29～ 30）				
	人権・同和教育研究指定校・ 園事業（人権同和教育課）	しんじ幼保園（29 ～30） 津田小（30～31） 松江商業（30～31）	横田中（29～30）	浜田三中（30～31）	吉賀高校（30～31）	海士小（29～30）
	学校図書館活用教育研究事業 （教育指導課）					
	キャリアパスポート調査研究 事業（教育指導課）		雲南市内小中学校 大東高校 出雲商業高校	浜田高校		

※事業の中には、指定校が3月23日現在で確定していないものがある。

平成 30 年度研究会等一覧

期 日	研究会等名	開催地
6 月 26 日（火）	島根県算数・数学教育研究大会	安来市
8 月 16 日（木）	中国地区学校保健研究協議大会	松江市
10 月 12 日（金）	仁多郡教育研究大会	奥出雲町
10 月 18 日（木）	安来市教育研究大会	安来市
10 月 19 日（金）	島根県造形教育研究大会	隠岐の島町
10 月 19 日（金）	島根県へき地教育研究大会	出雲市
10 月 19 日（金）	島根県教育委員会指定人権・同和教育研究発表会	松江市
10 月 24 日（水）	出雲市教育研究大会	出雲市
10 月 26 日（金）	島根県教育研究大会・飯石郡教育研究大会	飯南町
10 月 31 日（水）	島根県小中学校養護教諭研究大会	出雲市
11 月 2 日（金）	文部科学省及び島根県教育委員会指定人権教育研究発表会	海士町
11 月 6 日（火）	松江市教育研究大会	松江市
11 月 9 日（金）	中国地区小学校長会教育研究大会島根大会・島根県小学校長会研究大会	出雲市
11 月 15 日（木）	文部科学省及び島根県教育委員会指定人権教育研究発表会	奥出雲町
11 月 21 日（水）	島根県中学校保健体育研究大会	出雲市
11 月 22 日（木）	中国・四国地区音楽教育研究大会島根大会	松江市
11 月 30 日（金）	中国地区国語・書写教育研究大会	浜田市

